

# ＊北海道公報

発行 北海道  
(総務部法制文書課)  
電話 011-231-4111  
(内線 22-264)  
FAX 011-232-1385  
印刷 富士プリント(株)

## 目次

### 道人事委員会規則

○職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則.....	1
○給料の切替えに伴う経過措置に関する規則.....	4
○平成18年改正条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則.....	6
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	8
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	39
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	41
○調整手当に関する規則の全部を改正する規則.....	42
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	45
○北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	46
○北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	47
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	48
○義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則.....	50
○北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則.....	51
○船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	53

### 道人事委員会告示

○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正.....	53
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく保育士等の級別資格基準表.....	53
○児童自立支援専門員、児童生活支援員及び児童指導員の初任給基準表の一部改正.....	54
○職業訓練指導員の初任給基準表の一部改正.....	54
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	54
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	56
○特別の地域に所在する学校の指定の一部改正.....	57
○特地区局及びその級別の指定の一部改正.....	57
○準特地区局の指定の一部改正.....	58

## 道人事委員会規則

職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄

### 北海道人事委員会規則7-1100

職務の級における最高の号俸を超える給料月額等を受ける職員の給料の切替え等に関する規則

(職務の級における最高の号俸を超える給料月額の切替え)

**第1条** 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)別表第1から別表第5まで、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)別表第1若しくは別表第2、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)別表又は北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。)別表第1から別表第4までの給料表に定める職務の級における最高の号俸を超える給料月額(学校職員給与条例別表第2の備考(2)又は市町村立学校職員給与条例別表の備考(2)の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成6年北海道条例第65号)附則第11項の規定によりなおその効力を有するものとされている公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年北海道条例第61号)第5条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該規定を含む。)の適用がないものとした場合の給料月額。以下この条において同じ。)を受けていた職員の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

- (1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額(以下「旧給料月額」という。)が切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に応じた別表第1の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて別表第1に定める号俸
- (2) 旧級が行政職給料表の1級又は4級である職員 人事委員会の定める号俸
- (3) 旧給料月額が別表第2に掲げられている職員 その者の切替日における職務の級(以下「新級」という。)、旧給料月額及び経過期間に応じて別表第2に定める号俸

(4) 新級が行政職給料表の10級となる職員のうち旧給料月額が別表第2に掲げられていないもの 新級の17号俸

(5) 前各号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号俸

(任期付研究員条例第5条第4項の規定による給料月額の切替え)

**第2条** 切替日の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年北海道条例第121号)第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額(以下「新給料月額」という。)は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
976,000	913,000
1,084,000	1,014,000
1,192,000	1,115,000
1,297,000	1,211,000

(任期付職員条例第7条第3項の規定による給料月額の切替え)

**第3条** 切替日の前日において一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年北海道条例第67号)第7条第3項の規定による給料月額を受けていた職員の新給料月額は、その者の旧給料月額に対応する次の表の新給料月額欄に定める給料月額とする。

旧給料月額	新給料月額
円	円
1,043,000	976,000
1,175,000	1,100,000
1,297,000	1,211,000

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

**別表第1** 旧級が行政職給料表の11級である職員以外の職員の新号俸

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
6 級	418,700 円	89	90	91	92	93
	422,100	93	94	95	96	97
	453,200	69	70	71	72	73

8 級	456,800	73	74	75	76	77
	513,000	37	38	39	40	41
10 級	517,400	41	42	43	44	45

イ 公安職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	428,200 円	109	110	111	112	113
	431,000	113	114	115	116	117
	433,800	117	118	119	120	121
	436,600	121	122	123	124	125
5 級	434,300	117	118	119	120	121
	437,300	121	122	123	124	125
7 級	465,800	77	78	79	80	81
	469,300	81	82	83	84	85
8 級	487,000	69	70	71	72	73
	490,600	73	74	75	76	77
9 級	500,900	53	54	55	56	57
	504,800	57	58	59	60	61
10 級	522,000	37	38	39	40	41
	526,200	41	42	43	44	45

ウ 海事職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
3 級	424,300 円	109	110	111	112	113
4 級	478,700	93	94	95	96	97
5 級	502,000	77	78	79	80	81

エ 大学教育職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
2 級	472,500 円	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
3 級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
4 級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

(注)「大学教育職給料表」とは、道職員給与条例別表第3の教育職給料表をいう。

オ 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
3 級	506,900 円	81	82	83	84	85
	510,900	85	86	87	88	89
4 級	528,900	41	42	43	44	45
	533,300	45	46	47	48	49

(注)「高等学校教育職給料表」とは、学校職員給与条例別表第2の教育職給料表をいう。

カ 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
3 級	473,900 円	97	98	99	100	101
	476,700	101	102	103	104	105
4 級	501,800	41	42	43	44	45
	505,700	45	46	47	48	49

(注)「中学校及び小学校教育職給料表」とは、市町村立学校職員給与条例別表の教育職給料表をいう。

キ 研究職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上

3 級	440,100 円	93	94	95	96	97
	443,400	97	98	99	100	101
4 級	489,200	77	78	79	80	81
	493,000	81	82	83	84	85
5 級	579,900	69	70	71	72	73

ク 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
3 級	572,000 円	81	82	83	84	85
	576,100	85	86	87	88	89
4 級	604,900	57	58	59	60	61
	609,500	61	62	63	64	65

ケ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
5 級	428,300 円	85	86	87	88	89
6 級	453,200	65	66	67	68	69

コ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧 級	経過期間					
	旧給料月額	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
4 級	408,600 円	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5 級	431,400	89	90	91	92	93
6 級	487,000	73	74	75	76	77
	490,500	77	78	79	80	81

別表第2 旧級が行政職給料表の11級である職員の新号俸

旧給料月額	経過期間					
	新 級	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上

円 580,300	9 級	37	38	39	40	41
	10 級	14	14	15	15	15
584,900	9 級	41	42	43	44	45
	10 級	15	16	16	16	17

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

### 北海道人事委員会規則7-1101

給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号。以下「道職員改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号。以下「学校職員改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第48号)附則第2項において準用する場合を含む。以下学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。)及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号。以下「警察職員改正条例」という。)附則第8項から第10項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方公務員法(昭和25年法律第261号)をいう。
- (2) 改正条例 道職員改正条例、学校職員改正条例又は警察職員改正条例をいう。
- (3) 初任給等規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則7-405)をいう。
- (4) 改正前の初任給等規則 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1104)による改正前の初任給等規則をいう。
- (5) 切替日 平成18年4月1日をいう。
- (6) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない初任給等規則別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務の級への異動をいう。
- (7) 基準級 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(改正条例附則第2項の

規定により切替日における職務の級を定められた職員にあっては、切替日の前日においてその者が属していた職務の級に対応する改正条例附則別表第1の新級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち下位の職務の級)をいう。

- (8) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (9) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
  - ア 法第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の2の規定により休職にされていた期間
  - イ 法第55条の2第1項ただし書又は地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第6条第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
  - ウ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
  - エ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第2条第1項又は公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例(平成13年北海道条例第54号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間
  - オ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をしていた期間
  - カ 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号。以下「道職員勤務時間等条例」という。)第12条及び北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。)第12条(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下学校職員勤務時間等条例の規定について規定する場合において同じ。)に規定する病気休暇又は介護休暇の承認を受けていた期間
- (10) 復職時調整 初任給等規則第42条又は北海道職員等の育児休業等に関する条例(平成4年北海道条例第3号。以下「育児休業条例」という。)第6条の規定による号俸の調整をいう。
- (11) 再任用職員異動 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員について行う道職員勤務時間等条例第2条又は学校職員勤務時間等条例第3条の規定により定められた1週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。
- (12) 人事交流等職員 切替日以降に初任給等規則第16条各号に掲げる者であった者から人事交流等又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第1項の規定による採用により引き続き新たに給料表の適用を受ける職

員となった者をいう。

(改正条例附則第8項の人事委員会規則で定める職員)

**第3条** 改正条例附則第8項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 切替日以降に初任給基準異動をした職員
- (2) 切替日以降に基準級より下位の職務の級に降格をした職員
- (3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの
- (4) 切替日以降に再任用職員異動をした職員
- (5) 切替日以降に人事委員会の承認を得てその号俸を決定された職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。)

(改正条例附則第9項の規定による給料の支給)

**第4条** 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に当該異動があったものとした場合(切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合)に改正前の初任給等規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(当該職務の級が改正条例附則別表第1の新級欄に掲げられているものである場合にあっては、当該職務の級に対応する同表の旧級欄に掲げる職務の級(同欄に2の職務の級が掲げられているときは、そのうち上位の職務の級))に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給等規則第23条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給等規則第42条又は道職員改正条例附則第23項の規定による改正前の育児休業条例第6条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (4) 再任用職員異動をした場合 改正条例による改正前の北海道職員の給与に関する条例

(昭和27年北海道条例第75号)別表第1から別表第5まで、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号)別表第1若しくは別表第2、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)別表又は北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号)別表第1から別表第4までの給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額(当該再任用職員異動後に法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員については、当該額に、道職員勤務時間等条例第2条第2項又は学校職員勤務時間等条例第3条第2項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間をこれらの条の第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)

- (5) 人事委員会の承認を得てその号俸を決定された場合又は人事委員会の定めるこれに準ずる場合 人事委員会の定める額
- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第9項の規定による給料として支給する。

(改正条例第10項の規定による給料の支給)

**第5条** 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であって、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる改正条例附則第9項の規定による給料の額に相当する額を、改正条例附則第10項の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

**第6条** 改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すと認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

平成18年改正条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

#### 北海道人事委員会規則7-1102

平成18年改正条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整理等に関する規則

(北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則の一部改正)

**第1条** 北海道人事委員会の権限の一部を事務局長に委任する規則(北海道人事委員会規則3-3)の一部を次のように改正する。

第2条第17号及び第18号中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第19号及び第20号を次のように改める。

(19及び20) 削除

第2条第21号中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第24号中「給料月額、昇給期間を短縮すること及び」を「号俸又は」に改め、同条第26号中「第26号の10」を「第26号の7」に改め、同条第26号の2中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第26号の5から第26号の7までを削り、同条第26号の8を第26号の5とし、第26号の9を第26号の6とし、同条第26号の10中「第4項」を「第5項」に改め、同号を同条第26号の7とし、同条第31号中「調整手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-288)第4条第7号」を「地域手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-1107)第5条第7号」に改める。

(へき地手当に関する規則の一部改正)

**第2条** へき地手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-98)の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条中「調整手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-288)」を「地域手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-1107)」に、「調整手当の」を「地域手当の」に改める。

(給与の支払監理に関する規則の一部改正)

**第3条** 給与の支払監理に関する規則(北海道人事委員会規則7-214)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「給料月額」を「号俸」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

**第4条** 特地勤務手当等に関する規則(北海道人事委員会規則7-357)の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条中「調整手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-288)」を「地域手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-1107)」に、「調整手当の」を「地域手当の」に改める。

(管理職員特別勤務手当に関する規則の一部改正)

**第5条** 管理職員特別勤務手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-791)の一部を次のように改正する。

第1条中「第5条第2項」を「第9条第2項」に、「第5条第3項」を「第9条第3項」に、「第5条第4項」を「第9条第4項」に改める。

第2条第1項第2号中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同号ア中「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則の一部改正)

**第6条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する規則(北海道人事委員会規則16-0)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(北海道職員等の育児休業に関する規則の一部改正)

**第7条** 北海道職員等の育児休業に関する規則(北海道人事委員会規則17-0)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「掲げる期間」の次に「以外の期間」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(職務復帰後における給与の取扱い)

**第3条** 育児休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第6条の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則7-405)第32条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部改正)

**第8条** 一般職の任期付職員の採用等に関する規則(北海道人事委員会規則19-0)の一部を次のように改正する。

第8条中「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期は」を「号俸は」に、「給料月額及びこれに係る次期昇給予定の時期の」を「号俸を超えない」に改める。

(昇給停止に関する経過措置に関する規則の廃止)

**第9条** 昇給停止に関する経過措置に関する規則(北海道人事委員会規則7-1036)は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

## 北海道人事委員会規則 7-1103

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-280）の一部を次のように改正する。  
第13条の2第2号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第22条の2第1項第1号中「（第3項を除く。）」を削り、同項第2号を削り、同項第3号中「第3項」を「第3項及び第4項」に改め、「、第7条の3及び第7条の6」を削り、同号を同項第2号とし、同条第2項第2号中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第26条の3の次に次の1条を加える。

**第26条の4** 道職員給与条例第19条第5項及び警察職員給与条例第22条第5項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち道職員給与条例第21条第1項及び警察職員給与条例第26条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。）とする。

- (1) 管理職手当に関する規則の規定による管理職手当に係る区分が1種若しくは2種又は3種の職で人事委員会の定めるものを占める職員のうち第26条の2各号に掲げる職員
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の給料表の適用を受ける職員（4号俸以下の号俸を受ける職員を除く。）
- (3) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号。以下「任期付研究員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受ける職員（3号俸以下の号俸を受ける職員を除く。）

2 道職員給与条例第19条第5項及び警察職員給与条例第22条第5項に規定する100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める割合とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当に係る区分が1種の職を占める職員並びに同項第2号及び第3号に掲げる職員のうち人事委員会の定める職員 100分の25
- (2) 前項第1号に掲げる職員のうち管理職手当に係る区分が2種の職を占める職員並びに同項第2号及び第3号に掲げる職員のうち前号の人事委員会の定める職員以外の職員 100分の15
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の10

第26条の3を削る。

第26条の2第1項中「4級」を「3級」に改め、同条を第26条の3とし、第26条の次に次の1条を加える。

（特定幹部職員としない職員）

**第26条の2** 道職員給与条例第19条第2項、学校職員給与条例第19条第2項及び警察職員給与条例第22条第2項に規定する人事委員会規則で定める職員は、管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-267）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の

職を占める職員のうち次に掲げる職員（休職にされている職員のうち道職員給与条例第21条第1項、学校職員給与条例第21条第1項又は警察職員給与条例第26条第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益法人等派遣職員を除く。）以外の職員とする。

- (1) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員
- (2) 公安職給料表の適用を受ける職員のうち、8級以上の職員
- (3) 大学教育職給料表（道職員給与条例第4条第1項第3号に規定する教育職給料表をいう。以下同じ。）の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級の職員
- (4) 研究職給料表の適用を受ける職員のうち、職務の級が5級の職員
- (5) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級以上の職員
- (6) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級の職員
- (7) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級以上の職員

第28条第2項中「に掲げる期間に相当する期間を除算する」を「の規定を準用する」に改める。

第28条の3中「次条、第28条の5、第28条の7及び第29条の8において」を「以下」に改める。

第29条の4中「第29条の8」の次に「及び第29条の8の2」を加え、「同条において「成績率」」を「これらの条において「成績率」」に改める。

第29条の8を次のように改める。

（勤勉手当の成績率）

**第29条の8** 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次条において「再任用職員」という。）以外の職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。ただし、任命権者は、その所属の道職員給与条例第19条の4第1項、学校職員給与条例第19条の4第1項及び警察職員給与条例第22条の4第1項に規定する職員が著しく少数であること等の事情により、第1号及び第2号に定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

- (1) 勤務成績が特に優秀な職員 100分の86以上100分の145以下（道職員給与条例第19条第2項、学校職員給与条例第19条第2項又は警察職員給与条例第22条第2項に規定する特定幹部職員（以下この条及び次条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の111以上100分の185以下）
- (2) 勤務成績が優秀な職員 100分の78.5以上100分の86未満（特定幹部職員にあっては、100分の101以上100分の111未満）
- (3) 勤務成績が良好な職員 100分の71（特定幹部職員にあっては、100分の91）
- (4) 勤務成績が良好でない職員 100分の71未満（特定幹部職員にあっては、100分の91未

満)

2 前項の場合において、職員の成績率を同項第4号に該当するものとして定める場合には、当分の間、人事委員会の定めるところによるものとする。

3 第1項第1号及び第2号に掲げる職員として成績率を定める者の数について基準となる割合は、人事委員会が定める。

第29条の8の次に次の1条を加える。

**第29条の8の2** 再任用職員の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、任命権者が定めるものとする。

(1) 勤務成績が優秀な職員 6月に支給する場合には100分の35超(特定幹部職員にあっては、100分の45超)、12月に支給する場合には100分の40超(特定幹部職員にあっては、100分の50超)

(2) 勤務成績が良好な職員 6月に支給する場合には100分の35(特定幹部職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合には100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)

(3) 勤務成績が良好でない職員 6月に支給する場合には100分の35未満(特定幹部職員にあっては、100分の45未満)、12月に支給する場合には100分の40未満(特定幹部職員にあっては、100分の50未満)

2 前条第2項の規定は、前項第3号に該当する者として成績率を定める場合に準用する。

第29条の9中「第19条の2第1項」を「第19条の4第1項」に、「第22条の2第1項」を「第22条の4第1項」に、「掲げる日(これらの)」を「定める日(その)」に、「それぞれその日」を「その日」に改める。

第36条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第37条中「事項は、」の次に「人事委員会が」を加える。

別表第2中「別表第2(第26条の2関係)」を「別表第2(第26条の3関係)」に改め、同表の行政職給料表の項職員の欄中「11級及び10級」を「10級、9級及び8級」に、「9級及び8級」を「7級及び6級」に、「7級及び6級」を「5級及び4級」に、「5級及び4級」を「3級」に改め、同表公安職給料表の項職員の欄中「10級」を「9級」に、「9級及び8級」を「8級及び7級」に、「7級及び6級」を「6級及び5級」に、「5級及び4級並びに3級」を「4級及び3級」に改め、同表任期付職員条例第4条第1項の給料表の項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改め、同表(末尾欄外)備考第2項中「第4条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別記第4号様式備考第1項中「職務の級の最高の号俸を超える給料月額を受ける者又は」及び「当該」を削る。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出に関する経過措置)

2 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第49号)附則第2項の規定により特殊勤務手当が支給されることとなる職員の勤務1時間当たりの給与額の算出については、この規則による改正前の給与の支給に関する規則第22条の2の規定の例による。

(勤勉手当に関する経過措置)

3 任命権者は、平成18年6月から平成19年12月までの間に支給する勤勉手当に係る成績率について、この規則による改正後の給与の支給に関する規則第29条の8及び第29条の8の2の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

**北海道人事委員会規則7-1104**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(北海道人事委員会規則7-405)の一部を次のように改正する。

目次中「給料月額」を「号俸」に、「第7章 昇給期間の短縮(第28条-第31条)」を「第7章 削除」に改める。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号から第16号までを2号ずつ繰り上げる。

第4章の章名中「給料月額」を「号俸」に改める。

第11条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号俸」に、「第22条第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号から第3号まで又は第23条第1項第1号若しくは第2号」を「第22条第1項又は第23条第1項」に改め、同条第2項中「給料月額」を「号俸」に、「第18条」を「第17条」に改める。

第13条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第1項中「の数」を「の数に4を乗じて得た数」に改める。

第14条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第1項中「給料月額」を「号俸」に、「前条の規定による号俸を含む。以下この項及び第28条第1項第1号」を「前条第1項の規定の適用を受ける者」に改め、同項の規定による号俸。以下この項」に、「18月(第1号又は第4号に掲げる者の当該各号に定める経験年数のうち5年までの年数及び第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年未満の年数とされている職務の級に決定されたも

の当該各号に定める経験年数のうち5年から当該必要経験年数を減じた年数を超えない年数のそれぞれの月数については、12月)」を「12月（その者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者が必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて人事委員会の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては18月）」に改め、「これを切り捨てた数）」の次に「に4（新たな職員となった者が第35条第1項に規定する特定職員であるときは、3）を乗じて得た数」を、「号数とする号俸」の次に「（人事委員会の定める者にあつては、当該号俸の数に3を超えない範囲内で人事委員会の定める数を加えて得た数を号数とする号俸）」を加え、同項ただし書を削り、同項第3号中「及び第28条第1項第1号」を削る。

第15条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条中「下位の同欄」を「初任給欄の号俸が下位である試験欄」に改める。

第16条（見出しを含む。）及び第17条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号俸」に改める。

第22条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号俸に対応する別表第7に定める昇格時号俸対応表の昇格後の号俸欄に定める号俸とする。

第22条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に、「給料月額」を「号俸」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項及び第7項を削り、同条に次の1項を加える。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号俸は、前3項の規定にかかわらず、人事委員会の定める号俸とする。

第23条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条第1項を次のように改める。

職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、降格した日の前日に受けていた号俸と同じ額の号俸（同じ額の号俸がないときは、直近下位の額の号俸）とする。

第23条第3項中「による職員の給料月額が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは」を「により職員の号俸を決定することが著しく不適当であると認められる場合には」に、「給料月額」を「号俸」に改め、同条第4項中「給料月額」を「号俸」に改め、「各号」を削る。

第25条の見出し及び同条第1項（第2号を除く。）中「給料月額」を「号俸」に改め、同項第1号中「昭和32年4月1日（以下「基準日」という。）以後に新たに職員となった者（次号に掲げる者を除く。）」を「次号に掲げる者以外の者」に、「時」を「とき」に改め、同項第2号中「基準日の前日から引き続き在職する職員及び基準日以後に新たに職員となり

その給料月額」を「その初任給」に、「こととなる給料月額」を「こととなる号俸」に改め、同条第2項及び第3項中「給料月額」を「号俸」に改める。

第27条（見出しを含む。）中「給料月額」を「号俸」に改める。

第7章及び第8章を次のように改める。

## 第7章 削除

## 第28条から第31条まで 削除

## 第8章 昇給

（昇給日）

第32条 道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項及び警察職員給与条例第6条第4項に規定する人事委員会規則で定める日は、第38条又は第39条に定めるものを除き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第33条 道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項及び警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給（第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。第35条及び第36条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員）

第34条 道職員給与条例第5条第5項、学校職員給与条例第6条第5項又は警察職員給与条例第6条第5項に規定する人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 1) 公安職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの
- 2) 大学教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- 3) 研究職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの
- 4) 医療職給料表<sup>(1)</sup>の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもの
- 5) 医療職給料表<sup>(2)</sup>の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- 6) 医療職給料表<sup>(3)</sup>の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの

（特定職員の昇給区分及び昇給の号俸数）

第35条 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は前条各号に掲げる職員（以下この条及び次条において「特定職員」という。）を道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせる場合の号俸数は、当該特定職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下この条において、「昇給区分」という。）に応じて別表第8に定める特定職員昇給号俸数表に定める号俸数とする。この場合において、昇給区分をEに決定された特定職員は昇給しない。

2 特定職員の昇給区分は、第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次

の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる特定職員に該当するか否かの判断は、人事委員会の定めるところにより行うものとする。

- (1) 勤務成績が極めて良好である特定職員 A
- (2) 勤務成績が特に良好である特定職員 B
- (3) 勤務成績が良好である特定職員 C
- (4) 勤務成績がやや良好でない特定職員 D
- (5) 勤務成績が良好でない特定職員 E

3 次の各号に掲げる特定職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 人事委員会の定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の4分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員(前項第5号に該当する特定職員及び次号に掲げる特定職員を除く。) D
- (2) 人事委員会の定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員 E

4 前項の規定により昇給区分を決定することとした場合に昇給区分がD又はEとなる特定職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

5 各任命権者において、前3項の規定により昇給区分を決定する特定職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する特定職員の数の割合は、人事委員会の定める割合に概ね合致していなければならない。ただし、任命権者は、その所属する特定職員が著しく少数であること等の事情により、これによることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

6 前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員又は同日後に第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第41条の規定により号俸を決定された特定職員の昇給の号俸数は、第1項の規定にかかわらず、同項の規定による号俸数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号俸を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(人事委員会の定める特定職員にあっては、人事委員会の定める号俸数)とする。この場合において、この項の規定による号俸数が零となる特定職員は、昇給しない。

7 第1項又は前項の規定による昇給の号俸数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号俸(当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第24条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる特定職員の昇給の号俸数は、第1項及び前項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

8 1の昇給日において第2項の規定により昇給区分をA又はBに決定する特定職員の昇給の号俸数の合計は、各任命権者の特定職員の定員、第5項の人事委員会の定める割合等を考慮して各任命権者ごとに人事委員会の定める号俸数を超えてはならない。

(特定職員以外の職員の昇給の号俸数)

**第36条** 特定職員以外の職員を道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせる場合の昇給の号俸数の基準については、当分の間、別に定める。

(昇給号俸数の抑制に係る年齢の特例)

**第37条** 道職員給与条例第5条第6項及び学校職員給与条例第6条第6項に規定する人事委員会規則で定める職員は、大学教育職給料表又は医療職給料表<sup>(1)</sup>の適用を受ける職員(学校職員給与条例附則第5項の規定により同表の適用を受ける者を含む。)とし、これらの項に規定する人事委員会規則で定める年齢は、60歳(北海道職員等の定年等に関する条例(昭和59年北海道条例第51号)第3条ただし書の規定により定年を年齢70年と定められている職員にあっては、65歳)とする。

(研修、表彰等による昇給)

**第38条** 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、人事委員会の定めるところにより、当該各号に定める日に、道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合 成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日

(特別の場合の昇給)

**第39条** 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらか

じめ人事委員会の承認を得て、人事委員会の定める日に、道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせることができる。

(最高号俸を受ける職員についての適用除外)

**第40条** この章の規定は、職務の級の最高の号俸を受ける職員には、適用しない。

第9章の章名中「給料月額」を「号俸」に改める。

第41条の見出し中「給料月額」を「号俸」に改め、同条中「第22条第5項」を「第22条第3項」に、「給料月額」を「号俸」に改める。

第42条の見出し中「給料月額の調整等」を「号俸の調整」に改め、同条第1項中「専従許可」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第55条の2第1項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。)」に改め、「大学院修学休業」の次に「(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。)」を加え、「(以下「調整期間」という。)」を削り、「又は復職等の日から1年以内の第34条に定める昇給の時期に昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその者の復職等の日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮」を「及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「給料月額の調整等」を「号俸の調整」に、「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に、「給料月額を調整し、又は昇給期間を短縮」を「号俸を調整」に改め、同項を同条第2項とする。

第42条の2(見出しを含む。)中「給料月額」を「号俸」に改める。

第43条中「(昇給期間の短縮を含む。)」を削る。

第43条の2中「給料月額」を「号俸」に改める。

附則第4項中「第42条第3項」を「第42条第2項」に、「給料月額」を「号俸」に改め、「昇給期間の短縮」を削る。

附則第7項及び第8項を削る。

別表第1のアの行政職給料表級別標準職務表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3 級	1 本庁の主査の職務 2 支庁の係長の職務 3 教育庁の主査の職務 4 警察本部の係長の職務 5 議会事務局の主査の職務

- 6 監査委員事務局の主査の職務
- 7 人事委員会事務局の主査の職務
- 8 労働委員会事務局の主査の職務
- 9 出先機関の課長又は困難な業務を処理する係長の職務
- 10 出先機関の出張所等の長の職務
- 11 相当困難な業務を処理する指導主任の職務
- 12 困難な業務を処理する主任又は専門員の職務

- 4 級
- 1 本庁の困難な業務を処理する主査の職務
  - 2 支庁の困難な業務を処理する係長の職務
  - 3 教育庁の困難な業務を処理する主査の職務
  - 4 警察本部の統括官又は困難な業務を処理する係長の職務
  - 5 議会事務局の困難な業務を処理する主査の職務
  - 6 監査委員事務局の困難な業務を処理する主査の職務
  - 7 人事委員会事務局の困難な業務を処理する主査の職務
  - 8 労働委員会事務局の困難な業務を処理する主査の職務
  - 9 出先機関の困難な業務を処理する課長又は特に困難な業務を処理する係長の職務
  - 10 出先機関の出張所等の困難な業務を処理する長の職務
  - 11 特に困難な業務を処理する指導主任の職務
  - 12 極めて困難な業務を処理する主任又は専門員の職務

- 5 級
- 1 本庁の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務
  - 2 支庁の課長又は特に困難な業務を処理する係長の職務
  - 3 教育庁の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務
  - 4 警察本部の困難な業務を処理する統括官又は特に困難な業務を処理する係長の職務
  - 5 議会事務局の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務
  - 6 監査委員事務局の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務
  - 7 人事委員会事務局の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務
  - 8 労働委員会事務局の主幹又は特に困難な業務を処理する主査の職務
  - 9 出先機関の長、特に困難な業務を処理する課長又は極めて困難な業務を処理する係長の職務
  - 10 出先機関の出張所等の特に困難な業務を処理する長の職務
  - 11 極めて困難な業務を処理する指導主任の職務

- 6 級
- 1 本庁の課室長又は困難な業務を処理する主幹の職務
  - 2 支庁の困難な業務を処理する課長の職務
  - 3 教育庁の課室長又は困難な業務を処理する主幹の職務
  - 4 警察本部の課室長又は特に困難な業務を処理する統括官の職務
  - 5 議会事務局の困難な業務を処理する主幹の職務
  - 6 監査委員事務局の困難な業務を処理する主幹の職務
  - 7 人事委員会事務局の困難な業務を処理する主幹の職務
  - 8 労働委員会事務局の困難な業務を処理する主幹の職務

	9 出先機関の相当困難な業務を処理する長又は極めて困難な業務を処理する課長の職務 10 出先機関の出張所等の極めて困難な業務を処理する長の職務	2 級	1 巡査長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
7 級	1 本庁の課長又は困難な業務を処理する課室長の職務 2 支庁の部長の職務 3 教育庁の課長又は困難な業務を処理する課室長の職務 4 警察本部の課長又は困難な業務を処理する課室長の職務 5 警察方面本部の課長の職務 6 議会事務局の課長の職務 7 監査委員事務局の課長の職務 8 人事委員会事務局の課長の職務 9 労働委員会事務局の課長の職務 10 出先機関の困難な業務を処理する長又は極めて困難な業務を処理する課長の職務	3 級	1 主任の職務 2 困難な業務を処理する巡査長の職務 3 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う巡査の職務
8 級	1 本庁の部次長又は困難な業務を処理する課長の職務 2 支庁の副支庁長又は困難な業務を処理する部長の職務 3 教育庁の困難な業務を処理する課長の職務 4 警察本部の参事官又は困難な業務を処理する課長の職務 5 警察方面本部の困難な業務を処理する課長の職務 6 議会事務局の困難な業務を処理する課長の職務 7 監査委員事務局の困難な業務を処理する課長の職務 8 人事委員会事務局の困難な業務を処理する課長の職務 9 労働委員会事務局の困難な業務を処理する課長の職務 10 出先機関の特に困難な業務を処理する長の職務	4 級	1 係長の職務 2 困難な業務を処理する主任の職務 3 特に困難な業務を処理する巡査長の職務
9 級	1 本庁の困難な業務を処理する部次長の職務 2 支庁の長又は困難な業務を処理する副支庁長の職務 3 教育庁の部長の職務 4 警察本部の困難な業務を処理する参事官の職務 5 監査委員事務局の長の職務 6 人事委員会事務局の長の職務 7 労働委員会事務局の長の職務 8 出先機関の極めて困難な業務を処理する長の職務	5 級	1 警察本部又は警察方面本部の統括官の職務 2 警察署の課長の職務 3 困難な業務を処理する係長の職務
10 級	1 本庁の部長の職務 2 副出納長の職務	6 級	1 警察本部の指導官、調査官又は困難な業務を処理する統括官の職務 2 警察方面本部の次席、指導官、調査官又は困難な業務を処理する統括官の職務 3 警察署の次長又は困難な業務を処理する課長の職務
		7 級	1 警察本部の次席又は困難な業務を処理する指導官若しくは調査官の職務 2 警察方面本部の困難な業務を処理する次席、指導官又は調査官の職務 3 警察署の副署長又は困難な業務を処理する次長の職務
		8 級	1 警察本部又は警察方面本部の課長の職務 2 警察署の長又は困難な業務を処理する副署長の職務
		9 級	1 警察本部又は警察方面本部の参事官又は困難な業務を処理する課長の職務 2 警察署の困難な業務を処理する長の職務

別表第2のアの行政職給料表級別資格基準表の表を次のように改める。

ア 行政職給料表級別資格基準表

試 験	学歴免許等	職 務 の 級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	
正 規 の 試	上 級	大学卒	0	3	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	中 級	短大卒	0	5.5	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める

別表第1のイの公安職給料表級別標準職務表を次のように改める。

イ 公安職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 的 な 職 務
1 級	巡査の職務

験	初級	高校卒	0	8	4	4	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
	その他	中学卒	3	9	4	2	2	2	別に定める	別に定める	別に定める	別に定める
				8	12	16	18	20				
				12	16	20	22	24				

別表第2のイの公安職給料表級別資格基準表を次のように改める。

イ 公安職給料表級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級										
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級		
正規の試験	上級	大学卒			0	5	6	2	2	別に定める	別に定める	
	中級	短大卒			2.5	5	6	2	2	別に定める	別に定める	
	初級	高校卒			2	3	5	6	2	2	別に定める	別に定める
その他	中学卒				2	3	5	6	2	2	別に定める	別に定める
					4	6	9	14	20	22	24	

別表第2のウの海事職給料表級別資格基準表を次のように改める。

ウ 海事職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
船舶副長 船舶実習管理 機関長	大学卒			5	4	別に定める
	短大卒			5	4	別に定める
一等航海士 一等機関士 通信長 船務班長	大学卒			5		別に定める
	短大卒			2.5	5	別に定める
	高校卒			5	5	別に定める
航海士 機関士	大学卒			5		
	短大卒			2.5	5	
				0	2.5	8
				0	5	10

通事 信務長		0	2.5	8		
	高校卒			5	5	
船員	高校卒	0	5	10		
	高校卒			5	6	
	中学卒			8	6	
				0	8	14

別表第2のエの大学教育職給料表級別資格基準表を次のように改める。

エ 大学教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
教授	大学卒			3	別に定める
	短大卒			9	別に定める
助教授	大学卒			0	3
	短大卒			6	9
講師	大学卒			0	6
	短大卒			6	9
助手	大学卒			0	別に定める
	短大卒			2.5	別に定める

別表第2のオの高等学校教育職給料表級別資格基準表の表を次のように改める。

オ 高等学校教育職給料表級別資格基準表

職種	学歴免許等	職務の級			
		1級	2級	3級	4級
校長	大学卒			0	別に定める
					別に定める

教 頭	短大卒	-----	0	別に定める	別に定める
	大学卒	-----	0	別に定める	
	短大卒	-----	0	別に定める	
教養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師(任用の期限を付 さないものに限る。)	大学卒	-----	0		
	短大卒	-----	2.5 0	2.5	
助 教 諭 養 護 助 教 諭 講師(任用の期限を付 さないものを除く。) 実 習 助 手 寄 宿 舎 指 導 員	大学卒	-----	0	別に定める	
	短大卒	-----	0	別に定める	
	高校卒	-----	0	別に定める	

別表第2の力の中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表の表を次のように改める。

カ 中学校及び小学校教育職給料表級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
校 長	大学卒	-----	0	別に定める	別に定める
	短大卒	-----	0	別に定める	別に定める
教 頭	大学卒	-----	0	別に定める	
	短大卒	-----	0	別に定める	
教養 護 教 諭 栄 養 教 諭 講師(任用の期限を付 さないものに限る。)	大学卒	-----	0		
	短大卒	-----	0		
	大学卒	-----	0	別に定める	

講師(任用の期限を付 さないものを除く。) 助 教 諭 養 護 助 教 諭	短大卒	-----	0	別に定める	
	高校卒	-----	0	別に定める	

別表第2のキの研究職給料表級別資格基準表の表を次のように改める。

キ 研究職給料表級別資格基準表

試 験	学歴免許等	職 務 の 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		
正 規 の 試 験	上 級	大学卒	-----	0	別に定める	別に定める	別に定める	
	中 級	短大卒	-----	0	2.5 2.5	別に定める	別に定める	別に定める
	初 級	高校卒	-----	0	5 5	別に定める	別に定める	別に定める
そ の 他	中学卒	-----	3	6 9	別に定める	別に定める	別に定める	

別表第2のクの医療職給料表(1)級別資格基準表の表を次のように改める。

ク 医療職給料表(1)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級			
		1 級	2 級	3 級	4 級
医 師 歯 科 医 師	大学6卒	-----	0	6 6	別に定める 別に定める

別表第2のケの医療職給料表(2)級別資格基準表の表を次のように改める。

ケ 医療職給料表(2)級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
薬 剤 師	大学卒	-----	0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短大卒	-----	0	2.5 2.5	5 8	3 11	別に定め る	別に定め る
獣 医 師	大学卒	-----	0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る

栄 養 士	大 学 卒		0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 卒	0	2.5 2.5	5 8	3 11	別に定め る	別に定め る	別に定め る
診 療 放 射 線 技 師	大 学 卒		0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 3 卒	0	1 1	5 6	3 9	別に定め る	別に定め る	別に定め る
診 療 ツ ク ス 線 技 師	短 大 卒	0	2.5 2.5	5 8	3 11	別に定め る	別に定め る	別に定め る
臨 床 検 査 技 師	大 学 卒		0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 3 卒	0	1 1	5 6	3 9	別に定め る	別に定め る	別に定め る
衛 生 検 査 技 師	大 学 卒		0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 卒	0	2.5 2.5	5 8	3 11	別に定め る	別に定め る	別に定め る
臨 床 工 学 技 士	大 学 卒		0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 3 卒	0	1 1	5 6	3 9	別に定め る	別に定め る	別に定め る
理 学 療 法 士 作 業 療 法 士	大 学 卒		0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 3 卒	0	1 1	5 6	3 9	別に定め る	別に定め る	別に定め る
視 能 訓 練 士	大 学 卒		0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 3 卒	0	1 1	5 6	3 9	別に定め る	別に定め る	別に定め る
言 語 聴 覚 士	大 学 卒		0	5 5	3 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 3 卒	0	1 1	5 6	3 9	別に定め る	別に定め る	別に定め る

歯 科 衛 生 士	短 大 卒	0	2.5 2.5	5 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	高 校 専 攻 科 卒	0	4 4	5 9	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
歯 科 技 工 士	短 大 卒	0	2.5 2.5	5 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	高 校 卒	0	5 5	5 10	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
あ ん 摩 マ ッ サ ー ジ 指 圧 師	短 大 3 卒	0	1 1	5 6	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 2 卒	0	2.5 2.5	5 8	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
は り 師 き ゆ う 師 柔 道 整 復 師	高 校 卒	0	5 5	5 10	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 卒	0	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
そ の 他	高 校 卒	0	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	中 学 卒	4	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る

別表第2のコの医療職給料表(3級別資格基準表の表を次のように改める。

コ 医療職給料表(3級別資格基準表

職 種	学歴免許等	職 務 の 級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
保 健 師 産 師 看 護 師	大 学 卒		0	5 5	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
	短 大 卒		0	7 7	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る
准 看 護 師	准 看 護 師 養 成 所 卒	0	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る	別に定め る

別表第6のアの行政職給料表初任給基準表の表中

2 級 2 号 俸	1 級 25 号 俸
-----------	------------

1級9号俸	1級15号俸
1級7号俸	1級5号俸
1級6号俸	1級1号俸
1級9号俸	1級15号俸
1級7号俸	1級5号俸
2級2号俸	1級25号俸
1級8号俸	1級9号俸
1級7号俸	1級5号俸
1級6号俸	1級1号俸
1級9号俸	1級15号俸
1級11号俸	1級23号俸
1級9号俸	1級13号俸
1級7号俸	1級5号俸

を

に改める。

別表第6のイの公安職給料表初任給基準表の表中

3級2号俸	3級1号俸
2級2号俸	2級3号俸
1級2号俸	1級1号俸

を

に改め、同表備考中「修了者」の次に「その

他部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められる者」を加える。

別表第6のウの海事職給料表初任給基準表を次のように改める。

ウ 海事職給料表初任給基準表

職 種	学 歴 免 許 等	初 任 給
船 員	大 学 卒	2級1号俸
	短 大 卒	1級11号俸
	高 校 卒	1級1号俸

別表第6のエの大学教育職給料表初任給基準表の表中

1級11号俸	1級37号俸
1級9号俸	1級31号俸

を

に改める。

1級5号俸	1級13号俸
1級2号俸	1級1号俸

別表第6のオの高等学校教育職給料表初任給基準表の表中

2級9号俸	2級31号俸
2級5号俸	2級13号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級4号俸	1級11号俸
1級7号俸	1級21号俸
1級4号俸	1級11号俸
1級2号俸	1級1号俸

を

に改める。

別表第6のカの中学校及び小学校教育職給料表初任給基準表の表中

2級12号俸	2級43号俸
2級8号俸	2級25号俸
2級5号俸	2級13号俸
2級2号俸	2級3号俸
1級7号俸	1級21号俸
1級4号俸	1級11号俸
1級2号俸	1級1号俸

を

に改める。

別表第6のキの研究職給料表初任給基準表の表中

2級2号俸	2級1号俸
1級5号俸	1級15号俸
1級3号俸	1級5号俸
2級11号俸	2級37号俸
2級10号俸	2級33号俸
2級5号俸	2級13号俸
1級2号俸	1級1号俸

を

に改める。

別表第6のクの医療職給料表(1)初任給基準表の表中

「

1級8号俸
1級2号俸

」を「

1級25号俸
1級1号俸

」に改め、同表の備考中「第1項」を削る。

別表第6のケの医療職給料表(2)初任給基準表の表中

2級2号俸	2級1号俸
2級5号俸	2級13号俸
2級2号俸	2級1号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級4号俸	1級11号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級6号俸	1級17号俸
1級4号俸	1級11号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級6号俸	1級17号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級4号俸	1級11号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級6号俸	1級17号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級6号俸	1級17号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級6号俸	1級17号俸
1級4号俸	1級11号俸
1級3号俸	1級7号俸
1級4号俸	1級11号俸
1級2号俸	1級1号俸
1級6号俸	1級17号俸

を  
に改める。

「

1級4号俸
1級2号俸
1級2号俸

」を「

1級11号俸
1級1号俸
1級1号俸

」に改め、同表の備考第3項中「2級5号俸」

別表第6のコの医療職給料表(3)初任給基準表の表中

2級4号俸	2級11号俸
2級3号俸	2級5号俸
2級3号俸	2級5号俸
2級2号俸	2級1号俸
1級2号俸	1級1号俸

を「2級13号俸」に、「2級4号俸」を「2級9号俸」に改め、同項の次に次の1項を加える。

- 4 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業を入学資格とする修業年限1年以上のものに限る。）を卒業して看護師となった者にこの表を適用する場合における初任給欄の号俸は人事委員会が別に定める。

別表第7及び別表第8を次のように改める。

**別表第7 昇格時号俸対応表（第22条関係）**

ア 行政職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の前日に受けていた号俸	昇 格 後 の 号 俸								
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1	1	1	1

11	1	1	1	3	3	1	1	1	1	45	13	29	29	37	37	27	29	17	17
12	1	1	1	4	4	1	1	1	1	46	14	30	30	38	38	27	29		
13	1	1	1	5	5	1	1	1	1	47	15	31	31	39	39	28	30		
14	1	1	1	6	6	2	2	1	1	48	16	32	32	40	40	28	30		
15	1	1	1	7	7	3	3	1	1	49	17	33	33	41	41	29	31		
16	1	1	1	8	8	4	4	1	1	50	18	34	34	42	41	29	31		
17	1	1	1	9	9	5	5	1	1	51	19	35	35	43	42	29	32		
18	1	2	2	10	10	6	6	2	1	52	20	36	36	44	42	30	32		
19	1	3	3	11	11	7	7	3	1	53	21	37	37	45	43	30	33		
20	1	4	4	12	12	8	8	4	1	54	22	38	38	46	43	30			
21	1	5	5	13	13	9	9	5	1	55	23	39	39	47	44	31			
22	1	6	6	14	14	10	10	6	2	56	24	40	40	48	44	31			
23	1	7	7	15	15	11	11	7	3	57	25	41	41	49	45	31			
24	1	8	8	16	16	12	12	8	4	58	25	41	42	50	45	32			
25	1	9	9	17	17	13	13	9	5	59	26	42	43	51	46	32			
26	1	10	10	18	18	14	14	10	6	60	26	42	44	52	46	32			
27	1	11	11	19	19	15	15	11	7	61	27	43	45	53	47	33			
28	1	12	12	20	20	16	16	12	8	62	27	43	45	54	47	33			
29	1	13	13	21	21	17	17	13	9	63	28	44	45	55	48	34			
30	1	14	14	22	22	18	18	13	10	64	28	44	46	56	48	34			
31	1	15	15	23	23	19	19	13	11	65	29	45	46	57	49	35			
32	1	16	16	24	24	20	20	13	12	66	29	45	46	58	49	35			
33	1	17	17	25	25	21	21	14	13	67	30	46	47	59	50	36			
34	2	18	18	26	26	21	22	14	13	68	30	46	47	60	50	36			
35	3	19	19	27	27	22	23	14	13	69	31	47	47	61	51	37			
36	4	20	20	28	28	22	24	14	14	70	31	47	48	62	51	37			
37	5	21	21	29	29	23	25	15	14	71	32	48	48	63	52	38			
38	6	22	22	30	30	23	25	15	14	72	32	48	48	64	52	38			
39	7	23	23	31	31	24	26	15	15	73	33	49	49	65	53	39			
40	8	24	24	32	32	24	26	15	15	74	33	49	49	66	54	39			
41	9	25	25	33	33	25	27	16	15	75	34	49	49	67	55	40			
42	10	26	26	34	34	25	27	16	16	76	34	49	50	68	56	40			
43	11	27	27	35	35	26	28	16	16	77	35	50	50	69	57	41			
44	12	28	28	36	36	26	28	16	16	78	35	50	50	70	58				

79	36	50	51	71	59				
80	36	50	51	72	60				
81	37	51	51	73	61				
82	37	51	52	74	62				
83	38	51	52	75	63				
84	38	51	52	76	64				
85	39	52	53	77	65				
86	39	52	53	78					
87	40	52	53	79					
88	40	52	53	80					
89	41	53	54	81					
90	41	53	54	82					
91	42	53	54	83					
92	42	53	54	84					
93	43	53	55	85					
94		54	55	85					
95		54	55	85					
96		54	55	85					
97		54	56	85					
98		54	56						
99		55	56						
100		55	56						
101		55	57						
102		55	57						
103		55	58						
104		56	58						
105		56	59						
106		56							
107		56							
108		56							
109		57							
110		57							
111		57							
112		57							

113		58							
114		58							
115		58							
116		58							
117		59							
118		59							
119		59							
120		59							
121		60							
122		60							
123		60							
124		60							
125		61							

イ 公安職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸							
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1
10	2	1	1	1	2	2	1	1
11	3	1	1	1	3	3	1	1
12	4	1	1	1	4	4	1	1
13	5	1	1	1	5	5	1	1
14	6	2	1	1	6	6	2	2
15	7	3	1	1	7	7	3	3
16	8	4	1	1	8	8	4	4
17	9	5	1	1	9	9	5	5

18	10	6	2	1	10	10	6	6	52	44	40	36	28	44	44	40	32
19	11	7	3	1	11	11	7	7	53	45	41	37	29	45	45	41	33
20	12	8	4	1	12	12	8	8	54	46	42	38	30	46	46	42	33
21	13	9	5	1	13	13	9	9	55	47	43	39	31	47	47	43	34
22	14	10	6	1	14	14	10	10	56	48	44	40	32	48	48	44	34
23	15	11	7	1	15	15	11	11	57	49	45	41	33	49	49	45	35
24	16	12	8	1	16	16	12	12	58	50	46	42	34	50	49	46	35
25	17	13	9	1	17	17	13	13	59	51	47	43	35	51	49	47	36
26	18	14	10	2	18	18	14	14	60	52	48	44	36	52	50	48	36
27	19	15	11	3	19	19	15	15	61	53	49	45	37	53	50	49	37
28	20	16	12	4	20	20	16	16	62	54	50	46	38	54	50	50	
29	21	17	13	5	21	21	17	17	63	55	51	47	39	55	51	51	
30	22	18	14	6	22	22	18	18	64	56	52	48	40	56	51	52	
31	23	19	15	7	23	23	19	19	65	57	53	49	41	57	51	53	
32	24	20	16	8	24	24	20	20	66	58	54	50	42	58	52	53	
33	25	21	17	9	25	25	21	21	67	59	55	51	43	59	52	54	
34	26	22	18	10	26	26	22	22	68	60	56	52	44	60	52	54	
35	27	23	19	11	27	27	23	23	69	61	57	53	45	61	53	55	
36	28	24	20	12	28	28	24	24	70	62	58	54	45	62	54	55	
37	29	25	21	13	29	29	25	25	71	63	59	55	46	63	55	56	
38	30	26	22	14	30	30	26	26	72	64	60	56	46	64	56	56	
39	31	27	23	15	31	31	27	27	73	65	61	57	47	65	57	57	
40	32	28	24	16	32	32	28	28	74	66	62	58	47	66	58	58	
41	33	29	25	17	33	33	29	29	75	67	63	59	48	67	59	59	
42	34	30	26	18	34	34	30	29	76	68	64	60	48	68	60	60	
43	35	31	27	19	35	35	31	29	77	69	65	61	49	69	61	61	
44	36	32	28	20	36	36	32	30	78	70	66	62	50	70	62		
45	37	33	29	21	37	37	33	30	79	71	67	63	51	71	63		
46	38	34	30	22	38	38	34	30	80	72	68	64	52	72	64		
47	39	35	31	23	39	39	35	31	81	73	69	65	53	73	65		
48	40	36	32	24	40	40	36	31	82	74	70	66	54	74	65		
49	41	37	33	25	41	41	37	31	83	75	71	67	55	75	66		
50	42	38	34	26	42	42	38	32	84	76	72	68	56	76	66		
51	43	39	35	27	43	43	39	32	85	77	73	69	57	77	67		

86	78	74	69	57	78			
87	79	75	70	58	79			
88	80	76	70	58	80			
89	81	77	71	59	81			
90	81	78	71	59	82			
91	82	79	72	60	83			
92	82	80	72	60	84			
93	83	81	73	61	85			
94	83	82	74	61	85			
95	84	83	75	61	85			
96	84	84	76	62	85			
97	85	85	77	62	85			
98	86	86	78	62				
99	87	87	79	63				
100	88	88	80	63				
101	89	89	81	63				
102	90	90	82	64				
103	91	91	83	64				
104	92	92	84	64				
105	93	93	85	65				
106	93	93	86	66				
107	94	94	87	67				
108	94	94	88	68				
109	95	95	89	69				
110	95	95	89	70				
111	96	96	90	71				
112	96	96	90	72				
113	97	97	91	73				
114	97	98	91	73				
115	98	99	92	74				
116	98	100	92	74				
117	99	101	93	75				
118	99	101	94	75				
119	100	101	95	76				

120	100	102	96	76				
121	101	102	97	77				
122	101	102	98	78				
123	102	103	99	79				
124	102	103	100	80				
125	103	103	101	81				
126			101					
127			102					
128			102					
129			103					
130			103					
131			104					
132			104					
133			105					

ウ 海事職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	2
15	1	1	1	3
16	1	1	1	4

17	1	1	1	5	51	22	30	28	37
18	1	2	2	6	52	22	30	28	38
19	1	3	3	7	53	23	31	29	38
20	1	4	4	8	54	23	31	30	38
21	1	5	5	9	55	24	32	31	39
22	2	6	6	10	56	24	32	32	39
23	3	7	7	11	57	25	33	33	39
24	4	8	8	12	58	25	33	33	40
25	5	9	9	13	59	26	34	33	40
26	6	10	10	14	60	26	34	34	40
27	7	11	11	15	61	27	35	34	41
28	8	12	12	16	62	27	35	34	41
29	9	13	13	17	63	28	36	35	42
30	10	14	14	18	64	28	36	35	42
31	11	15	15	19	65	29	37	35	43
32	12	16	16	20	66	29	37	36	43
33	13	17	17	21	67	30	38	36	44
34	14	18	18	22	68	30	38	36	44
35	15	19	19	23	69	31	39	37	45
36	16	20	20	24	70			37	45
37	17	21	21	25	71			37	46
38	17	22	21	26	72			37	46
39	17	23	22	27	73			38	47
40	18	24	22	28	74			38	47
41	18	25	23	29	75			38	48
42	18	25	23	30	76			38	48
43	19	26	24	31	77			39	49
44	19	26	24	32	78			39	50
45	19	27	25	33	79			39	51
46	20	27	25	34	80			39	52
47	20	28	26	35	81			40	53
48	20	28	26	36	82			40	54
49	21	29	27	37	83			40	55
50	21	29	27	37	84			40	56

85			41	57
86			41	58
87			41	59
88			41	60
89			42	61
90			42	62
91			42	63
92			42	64
93			43	65
94			43	66
95			43	67
96			43	68
97			44	69
98			44	
99			44	
100			44	
101			45	
102			45	
103			46	
104			46	
105			47	
106			47	
107			48	
108			48	
109			49	
110			49	
111			50	
112			50	
113			51	

2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	2	1
15	1	3	1
16	1	4	1
17	1	5	1
18	1	6	1
19	1	7	1
20	1	8	1
21	1	9	1
22	2	10	1
23	3	11	1
24	4	12	1
25	5	13	1
26	6	14	1
27	7	15	1
28	8	16	1
29	9	17	1
30	10	18	2
31	11	19	3
32	12	20	4
33	13	21	5
34	14	22	6
35	15	23	7

工 大学教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1

36	16	24	8	70	39	54	29
37	17	25	9	71	40	55	30
38	18	26	10	72	40	56	30
39	19	27	11	73	41	57	31
40	20	28	12	74	41	57	31
41	21	29	13	75	42	58	32
42	22	30	14	76	42	58	32
43	23	31	15	77	43	59	33
44	24	32	16	78	43	59	33
45	25	33	17	79	44	60	33
46	26	34	18	80	44	60	34
47	27	35	19	81	45	61	34
48	28	36	20	82	45	61	34
49	29	37	21	83	46	62	35
50	30	38	21	84	46	62	35
51	31	39	22	85	47	63	35
52	32	40	22	86	47	63	36
53	33	41	23	87	48	64	36
54	33	41	23	88	48	64	36
55	33	42	24	89	49	65	37
56	34	42	24	90	49	65	37
57	34	43	25	91	49	66	37
58	34	43	25	92	49	66	37
59	35	44	25	93	50	67	38
60	35	44	26	94	50	67	38
61	35	45	26	95	50	68	38
62	36	46	26	96	50	68	38
63	36	47	27	97	51	69	39
64	36	48	27	98	51	69	39
65	37	49	27	99	51	70	39
66	37	50	28	100	51	70	39
67	38	51	28	101	52	71	40
68	38	52	28	102	52	71	
69	39	53	29	103	52	72	

104	52	72	
105	53	73	
106	53	73	
107	53	74	
108	54	74	
109	54	75	
110	54	75	
111	55	76	
112	55	76	
113	55	77	
114	56	77	
115	56	78	
116	56	78	
117	57	79	
118	57		
119	57		
120	57		
121	58		
122	58		
123	58		
124	58		
125	59		
126	59		
127	59		
128	59		
129	60		

5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	1	1	1
15	1	1	1
16	1	1	1
17	1	1	1
18	1	1	1
19	1	1	1
20	1	1	1
21	1	1	1
22	2	1	1
23	3	1	1
24	4	1	1
25	5	1	1
26	6	1	1
27	7	1	1
28	8	1	1
29	9	1	1
30	10	1	1
31	11	1	1
32	12	1	1
33	13	1	1
34	14	1	1
35	15	1	1
36	16	1	1
37	17	1	1
38	18	1	1

オ 高等学校教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1

39	19	1	1	73	45	21	33
40	20	1	1	74	45	22	34
41	21	1	1	75	46	23	35
42	22	1	2	76	46	24	36
43	23	1	3	77	47	25	37
44	24	1	4	78	47	26	37
45	25	1	5	79	48	27	38
46	26	1	6	80	48	28	38
47	27	1	7	81	49	29	39
48	28	1	8	82	49	30	39
49	29	1	9	83	49	31	40
50	30	1	10	84	50	32	40
51	31	1	11	85	50	33	41
52	32	1	12	86	50	34	42
53	33	1	13	87	51	35	43
54	33	2	14	88	51	36	44
55	34	3	15	89	51	37	45
56	34	4	16	90	52	38	
57	35	5	17	91	52	39	
58	35	6	18	92	52	40	
59	36	7	19	93	53	41	
60	36	8	20	94	53	42	
61	37	9	21	95	54	43	
62	37	10	22	96	54	44	
63	38	11	23	97	55	45	
64	38	12	24	98	55	46	
65	39	13	25	99	56	47	
66	39	14	26	100	56	48	
67	40	15	27	101	57	49	
68	40	16	28	102	57	49	
69	41	17	29	103	58	50	
70	42	18	30	104	58	50	
71	43	19	31	105	59	51	
72	44	20	32	106	59	51	

107	60	52	
108	60	52	
109	61	53	
110	61	53	
111	61	54	
112	61	54	
113	62	55	
114	62	55	
115	62	56	
116	62	56	
117	63	57	
118	63	57	
119	63	58	
120	63	58	
121	64	59	
122	64	59	
123	64	60	
124	64	60	
125	65	61	
126	65	61	
127	65	61	
128	65	61	
129	65	62	
130	65	62	
131	65	62	
132	66	62	
133	66	63	
134	66	63	
135	66	63	
136	66	63	
137	66	64	
138	66		
139	67		
140	67		

141	67		
142	67		
143	67		
144	67		
145	67		
146	68		
147	68		
148	68		
149	68		
150	68		
151	68		
152	68		
153	69		

カ 中学校及び小学校教育職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1

18	10	1	1	52	42	4	1
19	11	1	1	53	43	5	1
20	12	1	1	54	43	6	1
21	13	1	1	55	44	7	1
22	14	1	1	56	44	8	1
23	15	1	1	57	45	9	1
24	16	1	1	58	46	10	2
25	17	1	1	59	47	11	3
26	18	1	1	60	48	12	4
27	19	1	1	61	49	13	5
28	20	1	1	62	49	14	6
29	21	1	1	63	50	15	7
30	22	1	1	64	50	16	8
31	23	1	1	65	51	17	9
32	24	1	1	66	51	18	10
33	25	1	1	67	52	19	11
34	26	1	1	68	52	20	12
35	27	1	1	69	53	21	13
36	28	1	1	70	53	22	14
37	29	1	1	71	54	23	15
38	30	1	1	72	54	24	16
39	31	1	1	73	55	25	17
40	32	1	1	74	55	26	18
41	33	1	1	75	56	27	19
42	34	1	1	76	56	28	20
43	35	1	1	77	57	29	21
44	36	1	1	78	57	30	22
45	37	1	1	79	58	31	23
46	38	1	1	80	58	32	24
47	39	1	1	81	59	33	25
48	40	1	1	82	59	34	25
49	41	1	1	83	60	35	26
50	41	2	1	84	60	36	26
51	42	3	1	85	61	37	27

86	61	38	27
87	61	39	28
88	62	40	28
89	62	41	29
90	62	42	29
91	63	43	30
92	63	44	30
93	63	45	31
94	64	46	31
95	64	47	32
96	64	48	32
97	65	49	33
98	65	50	33
99	65	51	34
100	65	52	34
101	66	53	35
102	66	54	35
103	66	55	36
104	66	56	36
105	67	57	37
106	67	58	
107	67	59	
108	67	60	
109	68	61	
110	68	61	
111	68	62	
112	68	62	
113	69	63	
114	69	63	
115	69	64	
116	69	64	
117	70	65	
118	70	66	
119	70	67	

120	70	68	
121	71	69	
122	71	69	
123	71	70	
124	71	70	
125	72	71	
126		71	
127		72	
128		72	
129		73	
130		73	
131		74	
132		74	
133		75	
134		75	
135		76	
136		76	
137		77	
138		77	
139		78	
140		78	
141		79	
142		79	
143		80	
144		80	
145		81	
146		81	
147		82	
148		82	
149		83	

キ 研究職給料表昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸			
	2 級	3 級	4 級	5 級

1	1	1	1	1	35	11	3	19	15
2	1	1	1	1	36	12	4	20	16
3	1	1	1	1	37	13	5	21	17
4	1	1	1	1	38	14	6	22	17
5	1	1	1	1	39	15	7	23	18
6	1	1	1	1	40	16	8	24	18
7	1	1	1	1	41	17	9	25	19
8	1	1	1	1	42	18	10	26	19
9	1	1	1	1	43	19	11	27	20
10	1	1	1	1	44	20	12	28	20
11	1	1	1	1	45	21	13	29	21
12	1	1	1	1	46	22	14	29	21
13	1	1	1	1	47	23	15	30	22
14	1	1	1	1	48	24	16	30	22
15	1	1	1	1	49	25	17	31	23
16	1	1	1	1	50	25	17	31	23
17	1	1	1	1	51	26	18	32	24
18	1	1	2	1	52	26	18	32	24
19	1	1	3	1	53	27	19	33	25
20	1	1	4	1	54	27	19	34	25
21	1	1	5	1	55	28	20	35	26
22	1	1	6	2	56	28	20	36	26
23	1	1	7	3	57	29	21	37	27
24	1	1	8	4	58	30	21	37	27
25	1	1	9	5	59	31	22	38	28
26	2	1	10	6	60	32	22	38	28
27	3	1	11	7	61	33	23	39	29
28	4	1	12	8	62	33	23	39	29
29	5	1	13	9	63	34	24	40	29
30	6	1	14	10	64	34	24	40	30
31	7	1	15	11	65	35	25	41	30
32	8	1	16	12	66	35	25	41	30
33	9	1	17	13	67	36	26	41	31
34	10	2	18	14	68	36	26	42	31

69	37	27	42	31
70	37	27	42	32
71	38	28	43	32
72	38	28	43	32
73	39	29	43	33
74	39	29	44	33
75	40	30	44	33
76	40	30	44	34
77	41	31	45	34
78	41	31	45	34
79	42	32	46	35
80	42	32	46	35
81	43	33	47	35
82	43	33	47	36
83	44	33	48	36
84	44	34	48	36
85	45	34	49	37
86	46	34	49	
87	47	35	50	
88	48	35	50	
89	49	35	51	
90	49	36	51	
91	50	36	52	
92	50	36	52	
93	51	37	53	
94	51	37	53	
95	52	37	53	
96	52	38	54	
97	53	38	54	
98	54	38	54	
99	55	39	55	
100	56	39	55	
101	57	39	55	
102	57	40		

103	58	40		
104	58	40		
105	59	41		
106	59	41		
107	60	42		
108	60	42		
109	61	43		
110	61			
111	61			
112	62			
113	62			
114	62			
115	63			
116	63			
117	63			
118	64			
119	64			
120	64			
121	65			

ク 医療職給料表(1)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1

12	1	1	1	46	26	30	22
13	1	1	1	47	27	31	23
14	1	1	1	48	28	32	24
15	1	1	1	49	29	33	25
16	1	1	1	50	29	34	26
17	1	1	1	51	29	35	27
18	1	2	1	52	30	36	28
19	1	3	1	53	30	37	29
20	1	4	1	54	30	37	30
21	1	5	1	55	31	38	31
22	2	6	1	56	31	38	32
23	3	7	1	57	31	39	33
24	4	8	1	58	32	39	34
25	5	9	1	59	32	40	35
26	6	10	2	60	32	40	36
27	7	11	3	61	33	41	37
28	8	12	4	62	33	41	37
29	9	13	5	63	34	42	38
30	10	14	6	64	34	42	38
31	11	15	7	65	35	43	39
32	12	16	8	66		43	39
33	13	17	9	67		44	40
34	14	18	10	68		44	40
35	15	19	11	69		45	41
36	16	20	12	70		45	41
37	17	21	13	71		45	42
38	18	22	14	72		46	42
39	19	23	15	73		46	43
40	20	24	16	74		46	43
41	21	25	17	75		47	44
42	22	26	18	76		47	44
43	23	27	19	77		47	45
44	24	28	20	78		48	45
45	25	29	21	79		48	46

80		48	46
81		49	47
82		49	47
83		50	48
84		50	48
85		51	49
86			49
87			50
88			50
89			51

ケ 医療職給料表(2)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	1	2	6	2	2	2
19	1	3	7	3	3	3
20	1	4	8	4	4	4

21	1	5	9	5	5	5
22	2	6	10	6	6	6
23	3	7	11	7	7	7
24	4	8	12	8	8	8
25	5	9	13	9	9	9
26	6	10	14	10	10	10
27	7	11	15	11	11	11
28	8	12	16	12	12	12
29	9	13	17	13	13	13
30	10	14	18	14	14	14
31	11	15	19	15	15	15
32	12	16	20	16	16	16
33	13	17	21	17	17	17
34	14	18	22	18	18	18
35	15	19	23	19	19	19
36	16	20	24	20	20	20
37	17	21	25	21	21	21
38	18	22	26	22	22	21
39	19	23	27	23	23	22
40	20	24	28	24	24	22
41	21	25	29	25	25	23
42	22	26	30	26	26	23
43	23	27	31	27	27	24
44	24	28	32	28	28	24
45	25	29	33	29	29	25
46	26	30	34	30	30	25
47	27	31	35	31	31	25
48	28	32	36	32	32	26
49	29	33	37	33	33	26
50	29	34	38	33	33	26
51	30	35	39	34	34	27
52	30	36	40	34	34	27
53	31	37	41	35	35	27
54	31	38	42	35	35	28

55	32	39	43	36	36	28
56	32	40	44	36	36	28
57	33	41	45	37	37	29
58	34	42	46	38	37	29
59	35	43	47	39	37	30
60	36	44	48	40	38	30
61	37	45	49	41	38	31
62	37	46	50	41	38	31
63	38	47	51	41	39	32
64	38	48	52	42	39	32
65	39	49	53	42	39	33
66	39	50	54	42	40	33
67	40	51	55	43	40	34
68	40	52	56	43	40	34
69	41	53	57	43	41	35
70	41	53	58	44	41	
71	42	54	59	44	42	
72	42	54	60	44	42	
73	43	55	61	45	43	
74	43	55	61	45	43	
75	44	56	62	45	44	
76	44	56	62	45	44	
77	45	57	63	46	45	
78	45	57	63	46	45	
79	45	58	64	46	46	
80	46	58	64	46	46	
81	46	59	65	47	47	
82	46	59	65	47	47	
83	47	60	66	47	48	
84	47	60	66	47	48	
85	47	61	67	48	49	
86		61	67	48	50	
87		61	68	48	51	
88		61	68	48	52	

89		61	69	49	53	
90		62	70	49		
91		62	71	49		
92		62	72	50		
93		62	73	50		
94		62	73	50		
95		63	74	51		
96		63	74	51		
97		63	75	51		
98		63	75			
99		63	76			
100		64	76			
101		64	77			
102		64	77			
103		64	78			
104		64	78			
105		65	79			
106			79			
107			80			
108			80			
109			81			
110			81			
111			82			
112			82			
113			83			

コ 医療職給料表(3)昇格時号俸対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇 格 後 の 号 俸					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1

6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	1	1	1
11	1	1	1	1	1	1
12	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1
14	1	1	2	1	1	1
15	1	1	3	1	1	1
16	1	1	4	1	1	1
17	1	1	5	1	1	1
18	2	1	6	2	1	2
19	3	1	7	3	1	3
20	4	1	8	4	1	4
21	5	1	9	5	1	5
22	6	1	10	6	2	6
23	7	1	11	7	3	7
24	8	1	12	8	4	8
25	9	1	13	9	5	9
26	10	2	14	10	6	10
27	11	3	15	11	7	11
28	12	4	16	12	8	12
29	13	5	17	13	9	13
30	14	6	18	14	10	14
31	15	7	19	15	11	15
32	16	8	20	16	12	16
33	17	9	21	17	13	17
34	18	10	22	18	14	18
35	19	11	23	19	15	19
36	20	12	24	20	16	20
37	21	13	25	21	17	21
38	22	14	26	22	18	22
39	23	15	27	23	19	23

40	24	16	28	24	20	24
41	25	17	29	25	21	25
42	26	18	30	26	22	26
43	27	19	31	27	23	27
44	28	20	32	28	24	28
45	29	21	33	29	25	29
46	30	22	34	30	26	30
47	31	23	35	31	27	31
48	32	24	36	32	28	32
49	33	25	37	33	29	33
50	34	26	38	34	29	34
51	35	27	39	35	30	35
52	36	28	40	36	30	36
53	37	29	41	37	31	37
54	38	30	42	38	31	38
55	39	31	43	39	32	39
56	40	32	44	40	32	40
57	41	33	45	41	33	41
58	42	34	46	42	33	41
59	43	35	47	43	34	42
60	44	36	48	44	34	42
61	45	37	49	45	35	43
62	46	38	50	46	35	43
63	47	39	51	47	36	44
64	48	40	52	48	36	44
65	49	41	53	49	37	45
66	50	42	54	50	37	45
67	51	43	55	51	38	46
68	52	44	56	52	38	46
69	53	45	57	53	39	47
70	54	46	58	53	39	47
71	55	47	59	54	40	48
72	56	48	60	54	40	48
73	57	49	61	55	41	49

74	58	50	62	55	41	50	108	82	82	92	76		
75	59	51	63	56	41	51	109	82	82	93	77		
76	60	52	64	56	42	52	110	82	82	94	78		
77	61	53	65	57	42	53	111	83	83	95	79		
78	62	54	66	58	42	53	112	83	83	96	80		
79	63	55	67	59	43	53	113	83	83	97	81		
80	64	56	68	60	43	53	114	84	84	98			
81	65	57	69	61	43	53	115	84	84	99			
82	65	58	70	61	44		116	84	84	100			
83	66	59	71	62	44		117	85	85	101			
84	66	60	72	62	44		118	85	85				
85	67	61	73	63	45		119	85	85				
86	67	62	74	63	45		120	85	86				
87	68	63	75	64	45		121	86	86				
88	68	64	76	64	46		122	86	86				
89	69	65	77	65	46		123	86	87				
90	70	66	78	65	46		124	86	87				
91	71	67	79	66	47		125	87	87				
92	72	68	80	66	47		126	87	88				
93	73	69	81	67	47		127	87	88				
94	74	70	82	67			128	87	88				
95	75	71	83	68			129	88	89				
96	76	72	84	68			130	88	89				
97	77	73	85	69			131	88	89				
98	77	74	85	70			132	88	90				
99	78	75	86	71			133	89	90				
100	78	76	86	72			134	89	90				
101	79	77	87	73			135	89	91				
102	79	78	87	73			136	90	91				
103	80	79	88	74			137	90	91				
104	80	80	88	74			138	90	92				
105	81	81	89	75			139	91	92				
106	81	81	90	75			140	91	92				
107	81	81	91	76			141	91	93				

142	92	93			
143	92	94			
144	92	94			
145	93	95			
146	93				
147	93				
148	93				
149	94				
150	94				
151	94				
152	94				
153	95				
154	95				
155	95				
156	95				
157	96				

別表第8 特定職員昇給号俸数表（第35条関係）

昇給区分	A	B	C	D
昇給の号俸数	8号俸以上	6号俸	3号俸	2号俸
	4号俸以上	3号俸	2号俸	1号俸

備考

この表に定める上段の号俸数は道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項及び警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号俸数はこれらの項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第9の備考第1項を削り、同表の備考第2項を同表の備考とする。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（改正条例附則第2項適用職員の在級年数等に関する経過措置）
- 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号）附則第2項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号）附則第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する

場合を含む。以下次項において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号）附則第2項の規定によりその者の平成18年4月1日（以下「切替日」という。）における職務の級を定められた職員（当該職務の級を行政職給料表の10級に定められた職員を除く。次項において「改正条例附則第2項適用職員」という。）のうち、次の各号に掲げる職員に対するこの規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2の級別資格基準表の適用については、当該各号に定める期間を、その者の当該規定により定められた職務の級に在級する期間に通算する。

- 切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級であった職員 旧級及び旧級の1級下位の職務の級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 前号に掲げる職員以外の職員 旧級に切替日の前日まで引き続き在職していた期間
- 改正条例附則第2項適用職員に係る切替日以後の職務の級の1級上位の職務の級への昇格（切替日から平成19年3月31日までの間における新規則第19条の規定によるものに限る。）については、同条第3項中「現に属する職務の級に1年以上」とあるのは、「平成18年3月31日においてその者が属していた職務の級（以下この項において「旧級」という。）が、行政職給料表の2級若しくは5級又は公安職給料表の5級（以下この項において「特定の職務の級」という。）であった職員にあっては、旧級及び旧級の1級下位の職務の級並びに北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第2項の規定により定められた職務の級（以下この項において「新級」という。）に通算1年以上、旧級がこれらの条例附則別表第1の旧級欄に掲げられている職務の級で特定の職務の級以外のものであった職員にあっては、旧級及び新級に通算1年以上」とする。  
（切替日における昇格又は降格の特例）
- 切替日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が切替日に受けることとなる号俸を切替日の前日に受けていたものとみなして新規則第22条又は第23条の規定を適用する。  
（平成19年1月1日における特定職員の昇給の号俸数等の特例）
- 平成19年1月1日において、特定職員（新規則第35条第1項に規定する特定職員をいう。以下同じ。）を北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第5条第4項、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条第4項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合

において同じ。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。)第6条第4項の規定による昇給(新規則第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号俸数については、新規則第35条の規定にかかわらず、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号俸数(同項において「基準号俸数」という。)に相当する数に、切替日(切替日後に新たに職員となった特定職員又は切替日後に新規則第22条第3項、第25条第2項(第27条において準用する場合を含む。)若しくは第41条の規定により号俸を決定された特定職員にあっては、新たに職員となった日又は号俸を決定された日)から平成18年12月31日までの期間の月数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号俸数(人事委員会の定める特定職員にあっては、人事委員会の定める号俸数)とする。この場合において、次に掲げる特定職員は、昇給しない。

- (1) この項の規定による号俸数が零となる特定職員
  - (2) 道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける特定職員で次項第2号に掲げる特定職員に該当するもの
  - (3) 次項第2号に掲げる特定職員(道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受けるものを除く。)で任命権者又はその委任を受けた者が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 6 前項の規定による昇給の基準号俸数は、新規則第33条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該特定職員が次の各号に掲げる特定職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める号俸数とする。
- (1) 勤務成績が良好である特定職員 4号俸(道職員給与条例第5条第6項、学校職員給与条例第6条第6項又は警察職員給与条例第6条第6項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、2号俸)
  - (2) 勤務成績が良好であると認められない特定職員 3号俸以下
- 7 附則第5項の規定により昇給する特定職員のうち人事委員会の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間(当該期間の途中において新たに職員となった特定職員にあっては、新たに職員となった日から同月31日までの期間)の4分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない特定職員その他人事委員会の定める特定職員については、前項第2号に掲げる特定職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 8 附則第5項の規定による昇給の号俸数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数から同日の前日にその者が受けていた号俸(同月1日において職務の級を異にする異動又は新規則第24条に規定する異動をした特定職員にあっては、当該異動

後の号俸)の号数を減じて得た数に相当する号俸数を超えることとなる特定職員の昇給の号俸数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号俸数とする。

- (平成18年12月31日までの間における新たに職員となった特定職員の号俸の特例)
- 9 平成18年12月31日までの間における新規則第14条第1項の規定の適用については、同項中「4(新たに職員となった者が第35条第1項に規定する特定職員であるときは、3)」を「4」とする。
- (平成19年1月1日における特定職員以外の職員の昇給の号俸数等)
- 10 平成19年1月1日において、特定職員以外の職員を道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給(新規則第38条又は第39条に定めるところにより行うものを除く。)をさせる場合の号俸数の基準は、附則第5項から第8項までに規定する特定職員に係る昇給の号俸数の例による。
- (昇給に関する経過措置)
- 11 この規則の施行の日から平成19年3月31日までの間において、勤務成績が良好である職員が20年以上勤続して退職する場合には、当該退職の日に道職員給与条例第5条第4項、学校職員給与条例第6条第4項又は警察職員給与条例第6条第4項の規定による昇給をさせることができる。この場合において、新規則第32条の規定は適用しない。
- 12 前項の規定により昇給させる場合の号俸数は、4号俸(当該昇給させる日にその者が属する職務の級の最高の号俸の号数からその者が現に受ける号俸の号数を減じて得た数に相当する号俸数が、4号俸を下回ることとなる者にあつては、当該相当する号俸数)とする。
- 13 附則第11項の規定による昇給については、前項に定めるもののほか、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1078)による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第37条第3号の規定による昇給の取扱いの例による。
- (初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 14 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-768)の一部を次のように改正する。
- 附則第3項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削り、附則第7項を附則第3項とする。
- 15 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-915)の一部を次のように改正する。
- 附則第2項の前の見出し及び同項から附則第15項までを削り、附則第1項の見出しを削り、同項中「(以下「改正後の規則」という。)」を削り、同項の項番号を削る。
- 附則別表第1から附則別表第3までを削る。
- 16 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-1078)の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄

**北海道人事委員会規則7-1105**

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則7-188）の一部を次のように改正する。

第3条中「調整基本額」を「調整基本額（その額が給料月額100分の4.5を超えるときは、給料月額100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」に、「第3条第2項」を「第3条第2項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年北海道条例第81

号）第2条において準用する場合を含む。以下、北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第1項の規定について規定する場合において同じ。）」に改める。

別表第1中肢体不自由者訓練センターの項を削り、同表身体障害者リハビリテーションセ

「

(4) 看護師長、看護師及び准看護師	1
(5) 指導課長及び訓練課長	

センターの項中 を

「

(4) 看護師長、看護師及び准看護師	1
(5) 入所者の相談業務に直接従事することを本務とする相談員	
(6) 支援課長	

」に改め、同表中もなみ学園の項を削る。

別表第2を次のように改める。

**別表第2 調整基本額表（第3条関係）**

職務の級 給料表	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
行政職給料表	6,500円	8,500円	9,600円	10,200円	10,600円	11,200円	12,100円	12,700円	14,400円	16,000円
公安職給料表	7,900円	8,700円	9,400円	10,600円	11,200円	11,600円	12,000円	12,500円	13,100円	
海事職給料表	6,900円	8,500円	10,600円	12,100円	12,800円					
大学教育職給料表	10,500円	11,900円	12,700円	15,100円						
高等学校教育職給料表	9,000円	11,100円	12,000円	13,200円						
中学校及び小学校教育職給料表	8,400円	10,900円	11,600円	12,800円						
研究職給料表	8,000円	9,300円	10,900円	11,700円	14,600円					
医療職給料表 (1)	10,800円	13,100円	14,500円	15,500円						
医療職給料表 (2)	6,100円	8,000円	9,100円	9,700円	10,500円	11,300円	12,200円			
医療職給料表 (3)	8,000円	9,400円	9,700円	10,000円	10,400円	11,600円	12,600円			

- 備考 1 「大学教育職給料表」とは、北海道職員の給与に関する条例第4条第1項第3号に規定する教育職給料表をいう。
- 2 「高等学校教育職給料表」とは、北海道学校職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する教育職給料表をいい、同表備考(2)に定める職員に対するこの表の適用については、「12,000円」とあるのは「12,200円」とする。
- 3 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいい、同表備考(2)に定める職員に対するこの表の適用については、「11,600円」とあるのは「11,800円」とする。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 北海道職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。)第8条、北海道学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。)第9条(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。)第2条第2項において準用する場合を含む。以下学校職員給与条例の規定について規定する場合において同じ。)及び北海道地方警察職員の給与に関する条例(昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。)第9条の規定により給料の調整を行う職を占める職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則第3条の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(道職員給与条例第5条第11項又は警察職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員にあってはその額に北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第3号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額、学校職員給与条例第6条第11項に規定する再任用短時間勤務職員にあってはその額に北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成10年北海道条例第21号。以下「学校職員勤務時間等条例」という。)第3条第2項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する場合を含む。以下、学校職員勤務時間等条例第3条第1項において同じ。)の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

- (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

- 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- (1) この規則の施行の日(以下この項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料の調整額適用職員(第3号に該当する職員を除く。)である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額
- (2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員(次号に該当する職員及び施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になったとした場合に北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第48号)及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)の規定による改正前の道職員給与条例、学校職員給与条例、市町村立学校職員給与条例及び警察職員給与条例並びにこれらに基づく人事委員会規則等の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号俸を基礎としてこの規則による改正前の給料の調整額に関する規則(次号において「改正前の規則」という。)第3条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額
- (3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員(施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。) 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者(施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の規則第3条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(北海道人事委員会規則7-1101)第4条第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあっては、人事委員会の定める額
- ア 給料表の適用を異にする異動をした場合
- イ 給料の切替えに伴う経過措置に関する規則第4条各号に掲げる場合に該当すること

となった職員

(4) 施行日以後に、新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）第16条の規定の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に給料表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合に同日にその者に適用されることとなる調整基本額

4 前2項に規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

**北海道人事委員会規則7-1106**

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-137）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「置かれるもの」の次に「又は道職員給与条例第10条の2第1項の規定による地域手当の級地が4級地とされる地域に所在する部局若しくは当該級地が4級地とされる部局に置かれる職」をに加え、同項第3号を削り、同条第2項中「同条例」を「道職員給与条例」に改める。

第6条第2項中「、学校職員給与条例」を「又は学校職員給与条例」に改め、「又は警察職員給与条例第26条第1項」を削る。

第10条中「在籍していた者」の次に「並びにこれらの者に準ずる者として人事委員会が定めるもの」を加える。

別表を次のように改める。

**別表（第6条関係）**

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員
1年未満	306,900円	216,000円	50,000円
1年以上2年未満	306,900	216,000	50,000
2年以上3年未満	306,900	216,000	50,000
3年以上4年未満	306,900	216,000	50,000

4年以上5年未満	306,900	216,000	50,000
5年以上6年未満	306,900	216,000	50,000
6年以上7年未満	306,900	216,000	48,200
7年以上8年未満	306,900	216,000	46,400
8年以上9年未満	306,900	216,000	44,600
9年以上10年未満	306,900	216,000	42,800
10年以上11年未満	306,900	216,000	41,000
11年以上12年未満	306,900	216,000	39,200
12年以上13年未満	306,900	216,000	37,400
13年以上14年未満	306,900	216,000	35,600
14年以上15年未満	306,900	216,000	34,200
15年以上16年未満	306,900	216,000	32,800
16年以上17年未満	302,500	212,700	31,400
17年以上18年未満	298,100	209,400	30,000
18年以上19年未満	293,700	206,100	28,600
19年以上20年未満	289,300	202,800	27,200
20年以上21年未満	284,900	199,500	25,800
21年以上22年未満	273,000	192,200	25,200
22年以上23年未満	260,800	184,700	24,600
23年以上24年未満	249,000	177,700	23,700
24年以上25年未満	237,100	170,300	23,100
25年以上26年未満	225,100	163,100	22,500
26年以上27年未満	210,000	152,000	21,900
27年以上28年未満	195,200	141,400	21,300
28年以上29年未満	180,300	130,600	20,600
29年以上30年未満	165,100	119,500	20,300
30年以上31年未満	147,800	108,000	19,900
31年以上32年未満	130,400	96,200	19,300
32年以上33年未満	113,300	84,800	18,500

33年以上34年未満	82,800	65,300	17,600
34年以上35年未満	55,000	47,500	16,900
備考 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。			

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

調整手当に関する規則の全部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

**北海道人事委員会規則7-1107**

調整手当に関する規則の全部を改正する規則

調整手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-288）の全部を次のように改正する。

地域手当に関する規則

（趣旨）

**第1条** この規則は、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第2項において準用する場合を含む。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）に基づき、これらの条例の適用を受ける職員に対する地域手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給地域及び支給部局等）

**第2条** 道職員給与条例第10条の2第1項前段、学校職員給与条例第10条の2第1項前段及び警察職員給与条例第12条の2第1項前段に規定する人事委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

2 道職員給与条例第10条の2第1項後段、学校職員給与条例第10条の2第1項後段及び警察職員給与条例第12条の2第1項後段に規定する人事委員会規則で定める部局又は学校等（以下「部局等」という。）は、前項に規定する地域に所在する部局等と同様に取り扱うことが適当であると人事委員会が認め、別に定める部局等とする。

（級地区分）

**第3条** 道職員給与条例第10条の2第2項、学校職員給与条例第10条の2第2項及び警察職員給与条例第12条の2第2項の地域手当の級地は、別表に定めるとおりとする。

（異動等の場合の地域手当）

**第4条** 道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 職員がその在勤する地域若しくは部局等を異にする異動又はその在勤する部局等の移転の日の前日に在勤していた第2条に規定する地域又は部局等（以下この条において「地域手当支給地域等」という。）に引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であって、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたとき。
  - (2) 道職員給与条例第10条の4第2項若しくは警察職員給与条例第12条の3第2項の職員以外の地方公務員等又は学校職員給与条例第10条の2の2第2項の学校職員以外の地方公務員等（以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。）であった者から人事交流等又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号。以下「公益法人等派遣法」という。）第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは部局等を異にする異動又はその在勤する部局等の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に給料表の適用を受ける職員として引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であって、給料表の適用を受けることとなった日（以下「適用日」という。）前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この条において同じ。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、当該地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるとき。
  - (3) 職員以外の地方公務員等であった者から人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となった者がその在勤する地域若しくは部局等を異にする異動又はその在勤する部局等の移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に給料表の適用を受ける職員として引き続き6箇月を超えて在勤していない場合であって、適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとしたときに、地域手当支給地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していたこととなるとき（前号に該当するときを除く。）。)
- 2 道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項及び警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する人事委員会規則で定める割合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- (1) 前項第1号に掲げる場合 当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は同日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動若しくは移転の日の前日までの間（第3号において「対象期間」という。）に在勤していた当該地域手当

支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号又は警察職員給与条例第12条の2第2項各号に定める割合のうち最も低い割合

- (2) 前項第2号に掲げる場合 当該異動又は移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号又は警察職員給与条例第12条の2第2項各号に定める割合
- (3) 前項第3号に掲げる場合 適用日前の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、当該異動若しくは移転の日の前日に在勤していた地域手当支給地域等又は対象期間に在勤していたこととなる当該地域手当支給地域等以外の地域手当支給地域等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号又は警察職員給与条例第12条の2第2項各号に定める割合のうち最も低い割合

**第5条** 道職員給与条例第10条の4第2項、学校職員給与条例第10条の2の2第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項に規定する人事委員会規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 地方公社
- (2) 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫
- (3) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- (4) 国家公務員退職手当法施行令第9条の4各号に掲げる法人（前2号に掲げる法人及び日本郵政公社を除く。）
- (5) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第55条に規定する一般地方独立行政法人
- (6) 公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第10条に規定する特定法人
- (7) 前各号に掲げる法人のほか、人事委員会がこれらに準ずる法人であると認めるもの

**第6条** 道職員給与条例第10条の4第2項、学校職員給与条例第10条の2の2第2項及び警察職員給与条例第12条の3第2項の規定により地域手当を支給する職員は、第1号に掲げる職員で適用日前2年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間（常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。第1号において同じ。）を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項若しくは警察職員給与条例第12条の3第1項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるもの（以下「一般権衡職員」という。）及び第2号に掲げる職員とする。

- (1) 人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、適用日前2年以内の職員以外の地方公務員等として勤

務していた期間に第2条第1項に規定する地域において勤務していた者（適用日前2年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による退職により引き続き職員以外の地方公務員等となったものにあつては、当該期間に第2条に規定する地域又は部局等において勤務していた者）

- (2) 人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、適用日の前日に常時勤務に服する者として第2条第1項に規定する地域以外の地域において勤務していた者で一般権衡職員として地域手当を支給される職員との権衡上必要があると人事委員会が認めるもの
- 2 前項に規定する職員に支給する地域手当の額及び支給期間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額及び期間とする。
- (1) 一般権衡職員 前項の場合に具備することとなる道職員給与条例第10条の4第1項、学校職員給与条例第10条の2の2第1項又は警察職員給与条例第12条の3第1項の支給要件に基づき、これらの項の規定により支給されることとなる額及び期間
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 人事委員会が認める額及び期間  
（地域手当の支給）

**第7条** 地域手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

（雑則）

**第8条** この規則に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 平成22年3月31日までの間における道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号及び警察職員給与条例第12条の2第2項各号に規定する人事委員会規則で定める割合は、附則別表のとおりとする。
- 3 平成22年3月31日までの間における道職員給与条例第10条の3に規定する人事委員会規則で定める割合は、100分の11とする。
- 4 平成22年10月1日までの間における第4条の規定の適用については、同条第1項中「次に掲げる場合」とあるのは「次に掲げる場合（これらの項に規定する異動等前の支給割合に係る人事委員会規則で定める場合にあつては、職員が異動等の日の前日に在勤していた地域又は部局等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合であつて、同日から6箇月をさかのぼった日の前日から当該異動等の日の前日までの間に当該地域又は部局等に係る道職員給与条例第10条の2第2項各号、学校職員給与条例第10条の2第2項各号又は警察職

員給与条例第12条の2第2項各号に定める割合が改定されたとき(以下この条において「支給割合の改定の場合」という。)及び次に掲げる場合」と、同条第2項第1号中「前項第1号に掲げる場合」とあるのは「支給割合の改定の場合及び前項第1号に掲げる場合」と、「第3号において」とあるのは「以下この項において」と、「定める割合」とあるのは「定める割合(対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合)」と、同項第2号及び第3号中「定める割合」とあるのは「定める割合(対象期間においてこれらの割合が改定された場合にあっては、そのうち最も低い割合)」とする。

5 小樽市又は指定解除部局(江別市に所在する部局等で調整手当に関する規則の一部を改正する規則(北海道人事委員会規則7-997)による改正前の調整手当に関する規則第2条第2項に基づき道職員給与条例第10条の2第1項後段、学校職員給与条例第10条の2第1項後段又は警察職員給与条例第12条の2第1項後段の部局等とされていたものをいう。)(以下「指定解除地域等」という。)に在勤する職員には、道職員給与条例第10条の3(学校職員給与条例附則第6項の規定により道職員給与条例別表第5の医療職給料表の適用を受ける北海道職員の例によることとされている場合を含む。以下同じ。)の規定による地域手当が支給される期間及び道職員給与条例第10条の4、学校職員給与条例第10条の2の2又は警察職員給与条例第12条の3の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される期間を除き、平成20年3月31日までの間、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の1を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

6 指定解除地域等に在勤する職員が平成20年3月31日までの間にその在勤する地域若しくは部局等を異にして異動した場合又はこれらの職員の在勤する部局等が同日までに移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に在勤していた指定解除地域等に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として人事委員会の定める場合に限る。)において、当該異動又は移転(以下「異動等」という。)の直後に在勤する地域又は部局等が道職員給与条例第10条の2第1項前段、学校職員給与条例第10条の2第1項前段及び警察職員給与条例第12条の2第1項前段に規定する地域、これらの項後段に規定する部局等又は指定解除地域等に該当しないこととなるときは、当該職員には、道職員給与条例第10条の3の規定による地域手当が支給される期間及び道職員給与条例第10条の4、学校職員給与条例第10条の2の2又は警察職員給与条例第12条の3の規定により地域手当を支給される期間を除き、当該異動等の日から2年を経過するまでの間(当該異動等の日から起算して2年を経過する日が平成20年4月1日以後となる職員にあっては、同年3月31日までの間。以下この項において同じ。)、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。ただし、当該職員が当該異動

等の日から2年を経過するまでの間に更に在勤する地域又は部局等を異にして異動した場合その他人事委員会の定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、人事委員会の定めるところによる。

(1) 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 100分の1

(2) 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 同号に定める割合に100分の80を乗じて得た割合

7 道職員給与条例第10条の4第2項若しくは警察職員給与条例第12条の3第2項又は学校職員給与条例第10条の2の2第2項の職員以外の地方公務員等であった者で平成20年3月31日までの間に人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による採用により引き続き給料表の適用を受ける職員となったもののうち、給料表の適用を受けることとなった日(以下「適用日」という。)前2年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間(常時勤務に服する者として適用日の前日まで引き続き勤務していた期間に限る。以下この項において同じ。)に指定解除地域等において勤務していた者(適用日前2年以内の期間において、かつて給料表の適用を受ける職員として勤務していた者で人事交流等又は公益法人等派遣法第10条第1項の規定による退職により引き続き職員以外の地方公務員等となったものにあっては、当該期間に指定解除地域等において勤務していた者)で、適用日前2年以内の職員以外の地方公務員等として勤務していた期間を給料表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に前2項に規定する地域手当の支給要件を具備することとなるものには、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

8 附則第5項及び第6項の規定が適用される間、指定解除地域等に在勤していた期間がある職員及び指定解除地域等に職員以外の地方公務員等として勤務していた期間がある職員に対する附則第4項の規定による読替え後の第4条の規定の適用については、同条第1項第1号及び第3項中「地域手当支給対象地域等に引き続き」とあるのは「地域手当支給対象地域等又は附則第5項に規定する指定解除地域等に引き続き」と、同条第2項第1号及び第3号中「)のうち最も低い割合」とあるのは「)のうち最も低い割合。ただし、対象期間において、指定解除地域等に在勤していた期間がある職員及び指定解除地域等に職員以外の地方公務員等として勤務していた期間がある職員について、当該最も低い割合が100分の1を超えるときは、100分の1とする。」とする。

9 附則第5項の規定が適用される間、小樽市に在勤する職員に対する特勤手当等に関する規則(北海道人事委員会規則7-357)第4条の規定の適用については、同条中「地域手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-1107)別表に掲げる地域」とあるのは「小樽市」と、「道職員給与条例第10条の2及び警察職員給与条例第12条の2」とあるのは「地域手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-1107)附則第5項」とする。

10 附則第5項の規定が適用される間、指定解除地域等に在勤する職員に対するへき地手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-98)第8条の規定の適用については、同条中

「地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）別表に掲げる地域に所在するへき地学校又はへき地学校に準ずる学校」とあるのは「小樽市に所在するへき地学校若しくはへき地学校に準ずる学校又は指定解除部局」と、「学校職員給与条例第10条の2（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。）」とあるのは「地域手当に関する規則（北海道人事委員会規則7-1107）附則第5項」とする。

（雑則）

11 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

#### 附則別表（附則第2項関係）

支給割合	支給地域
100分の13	東京都のうち特別区
100分の11	愛知県のうち名古屋市 大阪府のうち大阪市

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

#### 別表（第2条、第3条関係）

都道府県	支給地域	級地
北海道	札幌市	4級地
東京都	特別区	1級地
愛知県	名古屋市	3級地
大阪府	大阪市	2級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有する市又は特別区の日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉川陸雄

#### 北海道人事委員会規則7 1108

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-27）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、保健福祉事務所」、「、植物遺伝資源センター」及び「、栽培漁業総合センター」を削り、「及び北方建築総合研究所」を「、北方建築総合研究所及び保健福祉事務所」に改める。

第6条第1項第2号中「職員厚生課、管財課、建築整備室又は支庁の会計課若しくは建設指導課」を「総務部総務課、職員厚生課若しくは建築局又は支庁の総務課、建設指導課若しくは土木現業所建設指導課」に改め、同項第3号中「、整備課」の次に「、農村振興課」を加え、同項第4号中「森林環境室道有林課、森林整備課、支庁林務課、森づくりセンター又は林業試験場」を「森林整備課、道有林課若しくは林業試験場又は支庁の林務課若しくは森づくりセンター」に改め、同項第5号中「建築整備室又は支庁建設指導課」を「建築局又は支庁の建設指導課若しくは土木現業所建設指導課」に改め、同項第6号及び第7号中「支庁建設指導課」を「支庁の建設指導課若しくは土木現業所建設指導課」に改め、同項第9号中「支庁林務課」を「支庁の林務課」に改め、同条第2項第1号中「、整備課」の次に「、農村振興課」を加え、同項第2号中「、河川課、」を「若しくは河川課又は」に、「耕地出張所若しくは防災ダム建設事務所又は」を「農村振興課、耕地出張所若しくは」に改め、同項第3号中「道路計画課、道路整備課」を「道路課」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（公害防止作業手当）

第6条の2 条例第12条の4に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる業務とする。

- （1）大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第26条第1項に規定する立入検査のうち、煙道測定の実業又は特定粉じん排出作業の監視を伴う立入検査
- （2）廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条第1項に規定する立入検査のうち、特別管理一般廃棄物又は特別管理産業廃棄物を取り扱う事業場への立入検査
- （3）水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第22条第1項に規定する立入検査のうち、採水の作業を伴う立入検査
- （4）ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第34条第1項に規定する立入検査のうち、煙道測定、採水又は土壌採取の作業を伴う立入検査

第7条を削る。

第7条の2中「第12条の5」を「第12条の5第1項」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

2 条例第12条の5第2項に規定する人事委員会規則で定める業務は、捜索救難のための訓

練の業務とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(山上作業手当)

**第7条の2** 条例第12条の6に規定する人事委員会規則で定めるものは、気象官署観測業務規程(昭和26年中央気象台達第23号)第84条の規定に基づく火山機動観測業務実施要領(昭和54年気管第498号)の別表1に掲げられている火山の山上の観測点の所在する場所のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から徒歩によらなければならない場所で、当該場所までの徒歩による距離が片道1,500メートル以上であり、かつ、その所要時間が片道45分以上の地点に所在するもの
- (2) 通常の観測経路において交通機関又は自動車等を利用することができる最終の地点から再び交通機関又は自動車等を利用することができる最初の地点までの徒歩によらなければならない区間で、当該区間の徒歩による距離が2,000メートル以上であり、かつ、その所要時間が1時間以上の区間に所在する場所のうち、徒歩を開始する地点から最遠の地点に所在するもの(前号に該当するものを除く。)
- (3) 地方公共団体等の公的機関により、火山の爆発、地殻変動、噴気、有毒ガス等の火山活動による災害から住民、登山者等の生命及び身体を保護する目的をもって、立入禁止、登山規制、立入注意等がなされている区域内に所在するもの(前2号に該当するものを除く。)

第7条の3を次のように改める。

(実習船実習指導手当)

**第7条の3** 条例第15条に規定する実習船実習指導手当の額は、指導業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる実習の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 航海実習 700円
- (2) 停泊実習及びドック実習 420円

第10条を削り、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(放射線作業手当)

**第9条** 条例第23条第1項に規定する人事委員会規則で定める場合とは、職員が月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であったことが医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条の18第2項に定める測定(同項第1号ただし書によるものを除く。)により認められた場合とする。

第11条第2項を削る。

第12条第1項中「第29条の4第1項」を「第29条の3第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「第29条の4第2項」を「第29条の3第2項」に改める。

第14条第1項中「第10条の4まで、第12条から第12条の5」を「第7条まで、第9条から

第10条の4まで、第12条、第12条の2、第12条の4から第12条の6」に、「第25条の3、第27条第4項、第29条第4項、第29条の2及び第29条の3」を「及び第29条の2」に改め、同条第2項中「第29条の4」を「第29条の3」に改める。

別記様式その2を削り、別記様式その3の1を別記様式その2とし、別記様式その3の2を別記様式その3とする。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

**北海道人事委員会規則7-1109**

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-28)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「8,750円」を「7,350円」に改め、同項第2号中「7,250円」を「6,090円」に改め、同項第3号中「8,750円」を「7,350円」に、「8,750円に」を「7,350円に市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年北海道条例第81号)第2条において準用する」に、「7,250円」を「6,090円」に改める。

第2条の2を次のように改める。

(教員特殊業務手当)

**第2条の2** 条例第12条第2項第4号に規定する人事委員会が定める額は、同号の業務に係る次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 従事した時間が8時間以上の場合 1,400円
- (2) 従事した時間が8時間未満の場合 1,200円

第3条第1項中「から第9条まで」を削り、同条第2項中「第2号」の次に「、第8条」を加え、「、第10条の3並びに第12条から第15条まで」を「、第12条、第14条並びに第15条」に改める。

別記様式その1備考中2を削り、同様式備考3を同様式備考2とする。

別記様式その2及びその3を次のように改める。

その2及びその3 削除

「   「

別記様式その6の1中	級・号俸	手当月額	を	手当月額	に改め、
		円		円	
		円		円	
		円		円	
		円		円	

同様式備考1中「、舎務手当及び夜間課程勤務手当」を「及び舎務手当」に改め、同様式備考中3を削り、4を3とし、5を4とし、同様式備考6中「。以下「市町村立学校職員勤務時間等条例」という。」を削り、同様式備考中6を5とし、7を6とし、8を7とし、同様式備考9中「又は夜間課程勤務」を削り、同様式備考中9を8とする。

別記様式その6の2中	級・号俸	部分休業による減額後の手当月額	を	部分休業による減額後の手当月額	に
		円		円	

改め、同様式備考1中「、舎務手当及び夜間課程勤務手当」を「及び舎務手当」に改め、同様式備考中4を削り、5を4とし、6を5とし、同様式備考7中「又は夜間課程勤務」を削り、同様式備考中7を6とする。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 北海道学校職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第49号。以下「改正条例」という。)附則第2項に規定する人事委員会規則で定める割合は、この規則による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則第2条の2各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

3 改正条例附則第2項の規定により職員に支給される夜間課程勤務手当の支給方法及び支

給実績簿については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道学校職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

#### 北海道人事委員会規則7-1110

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-29)の一部を次のように改正する。

第2条中「警ら作業は」を「ものは」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第3条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。

- (1) 警察署に勤務する職員が行う作業及び警察本部又は方面本部に勤務する職員が犯罪現場において行う作業
- (2) 前号に掲げる作業以外の作業(電子情報処理機器の端末を操作して行うデータの検索、抽出及び入力作業を除く。)

第3条第1項中「の区分により、それぞれ」を「に掲げる作業の区分に応じ、」に改め、同項第5号中「警察署に勤務する職員が行う作業及び警察本部又は方面本部に勤務する職員が犯罪現場において行う」を「前条第1項第1号の」に改め、同項第6号中「前号に掲げる作業以外」を「前条第1項第2号」に改め、同条第2項中「条例第7条の3第3項に規定する再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された職員」に改める。

第5条第1項、同条第2項各号列記以外の部分及び同項第1号中「作業」を「業務」に改め、同項第2号中「における作業」を「を飛行して行う業務」に改め、同項第3号中「おける作業」を「飛行して行う業務」に改め、同項第4号中「における作業」を「を飛行して行う業務」に改め、同項第5号中「作業」を「業務」に改め、同条に第3項として次の1項を加える。

3 条例第5条第3項に規定する人事委員会規則で定める業務は、捜索救難、犯罪の捜査又は鎮圧のための訓練の業務とする。

第5条の3第2号中「又は通信指令」を「通信指令又は無線の送受信」に改める。  
 第6条中「第7条の7」を「第7条の6」に改める。  
 第6条の2中「第7条の8」を「第7条の7」に改める。  
 第6条の3中「第7条の9」を「第7条の8」に改める。  
 第6条の4第1項中「第7条の10第1項」を「第7条の9第1項」に改め、同条第2項中「第7条の10第2項」を「第7条の9第2項」に改める。  
 別記様式その1備考1中「月額により支給するもの」を「作業手当」に改め、同様式備考2中「第3条の3、第5条、第6条、第7条、第7条の4及び第7条の10に定める作業」を「第3条の3第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第7条の4第1項並びに規則第6条の4第1項に定める作業又は条例第5条第2項に定める職員」に改め、同様式備考3中「術科指導手当にあっては術科指導員又は術科指導補助員の別を」を削り、「第5条第2項に定める作業」を「第5条第2項に定める業務」に改める。

別記様式その2の1中「特殊勤務手当支給実績簿」を「特殊勤務手当(作業手当)支給実績簿」に、

「

部(署)課名		手当の名称	
--------	--	-------	--

」を

「

部(署)課名	
--------	--

」に改め、同様式備考1中「手当額が月額で定められているものについて、その種類別に」を「作業手当について」に改め、同様式備考7中「第7条の3第3項に規定する再任用短時間勤務職員」を「地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項の規定により採用された職員」に改める。

別記様式その2の2中「特殊勤務手当支給実績簿」を「特殊勤務手当(作業手当)支給実績簿」に、

「

部(署)課名		手当の名称	
--------	--	-------	--

」を

「

部(署)課名	
--------	--

」に改め、同様式備考1中「手当額が月額で定められているものについて、その種類別に」を「作業手当について」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道地方警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄

北海道人事委員会規則7-1111

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-267)の一部を次のように改正する。  
 第3条の次に次の1条を加える。

**第4条** 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)附則第8項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)附則第8項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第48号)附則第2項において準用する場合を含む。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)附則第8項の規定による給料を支給される職員に関する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第11号)附則第8項、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)附則第8項(市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第48号)附則第2項において準用する場合を含む。)又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第52号)附則第8項の規定による給料の額との合計額」とする。

別表知事部局の部本庁の項中「局長」を「局長  
局長」に改め、「出納局次長」を削り、

「首席専門技術員 道民相談センター 所長」	を	「首席普及指導員 総務業務センター 長 文書館長」	に、	「北方領土対策本部 副本部長」	を	「北方領土対策本部 副本部長」	に、	「道政相談センター 所長 パスポートセンタ ー所長」
-----------------------------	---	------------------------------------	----	--------------------	---	--------------------	----	-------------------------------------

「室長（課に置かれる室の長に限る。）パスポートセンター所長 3 種」を「室長（課に置かれる室の長に限る。）総括文書専門員 3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種） 3 種」に、

「総括専門技術員」を「総括普及指導員」に改め、  
 同部支庁の項中「部長」を「部長」に改め、「防災ダム建設事務所長」を削り、「参事」

同部中「地域農業改良普及センター 所長 6 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、3 種） 次長 6 種」を

「農業改良普及センター 所長 3 種 次長 6 種 支所長 支所次長」に改め、

同部土木現業所の項中「企画調整室長」を「企画調整室長 施設保全室長（人事委員会の定めるものに限る。）」に、

「課長」を「課長」に改め、「主幹」を削り、「主幹」

同部東京事務所の項中「参事」を「参事」に改め、「支所長」

同部中自治政策研修センターの項を削り、同部消防学校の項中「3 種」を「2 種」に改め、

同部中文書館の項を削り、同部野幌森林公園事務所の項中「3 種」を「2 種」に改め、「3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）」

同部アイヌ民族文化研究センターの項中「3 種」を「2 種」に改め、  
 同部女性相談援助センターの項中「3 種」を「2 種」に改め、  
 同部衛生学院の項中

「課長補佐 4 種」を「課長補佐 4 種 総括教務主幹 5 種」に改め、

同部中肢体不自由者訓練センターの項を削り、  
 同部身体障害者リハビリテーションセンターの項中「庶務課長」を「企画調整課長」に、「5 種」を「4 種」に改め、  
 同部肢体不自由児総合療育センターの項中

「副院長 事務長 3 種」を「事務長 3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種） 副院長 3 種」に改め、

同部中もなみ学園、大阪事務所及び名古屋事務所の項を削り、「副場長」  
 同部農業試験場の項中「副場長」を「支場長」に、「参事」

「企画情報室長 3 種 副部長 5 種 総務課長 企画情報室長補佐」を「企画情報室長 3 種 支場技術普及部長 4 種 企画情報室長補佐 5 種 副部長 総務課長 主幹 支場主幹」に改め、

同部中植物遺伝資源センターの項を削り、

同部農業大学の項中「研修室長」を「研修室長 教務課長」に改め、

同部水産試験場の項中「支場長」を削り、「総括水産業専門技術員 支場総括水産業専門技術員」

同部栽培漁業総合センターの項を削り、

同部林業試験場の項中「総括林業専門技術員」を「総括普及指導員」に改め、

同部北方建築総合研究所の項中

「部長 3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種）」を「部長 3 種（人事委員会が別に定める場合にあっては、2 種） 研究参事 3 種」に改め、

同部中「医科大学附属情報センター 所長 3 種 主幹 4 種 医科大学附属図書館 図書館長 3 種 副館長 事務長 4 種」を

医科大学附属総合情報センター	所 長	3 種
	副所長(人事委員会の定めるものに限る。)	4 種
医科大学附属産学・地域連携センター	所 長	3 種
	副所長(人事委員会の定めるものに限る。)	4 種

に改める。

同表教育庁の部本庁の項中

主 幹	4 種	を	主 幹	4 種	に改め、
			社会教育主幹	5 種	
			学芸主幹		

同部美術館の項中「管理課長」を「総務課長」に改める。

同表警察部局の部警察本部の項中「音楽隊長」を「音楽隊長 留置場長」に改める。

同表労働委員会事務局の部中「事務局次長」を削る。

**附 則**

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

**北海道人事委員会規則7-1112**

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-462)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 中学校及び小学校教育職給料表の適用を受ける者(第3条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再 任 用	1 から 4 まで	5,000	5,400	10,700	17,100
	5 から 8 まで	5,200	5,700	11,100	17,500
	9 から 12 まで	5,400	6,000	11,500	17,900
	13 から 16 まで	5,600	6,300	12,400	18,300
	17 から 20 まで	5,900	6,600	12,800	18,700
職 員	21 から 24 まで	6,200	7,000	13,200	19,000
	25 から 28 まで	6,500	7,300	13,600	19,400
	29 から 32 まで	6,800	7,600	14,000	19,600
	33 から 36 まで	7,100	7,900	14,400	19,900
	37 から 40 まで	7,400	8,300	14,800	20,200
以 外	41 から 44 まで	7,700	8,900	15,100	20,200
	45 から 48 まで	8,000	9,300	15,500	20,200
	49 から 52 まで	8,300	9,700	15,900	20,200
	53 から 56 まで	8,600	10,500	16,300	
	57 から 60 まで	8,800	10,900	16,700	
の 職 員	61 から 64 まで	9,100	11,300	17,100	
	65 から 68 まで	9,400	12,100	17,400	
	69 から 72 まで	9,700	12,500	17,700	
	73 から 76 まで	9,900	12,900	18,000	
	77 から 80 まで	10,200	13,300	18,300	
再任用職員	81 から 84 まで	10,400	13,700	18,500	
	85 から 88 まで	10,600	14,000	18,700	
	89 から 92 まで	10,800	14,400	18,900	
	93 から 96 まで	11,000	14,700	19,100	
	97 から 100 まで	11,200	15,000	19,100	
の 職 員	101 から 104 まで	11,400	15,400	19,100	
	105 から 108 まで	11,500	15,700	19,100	
	109 から 112 まで	11,600	16,000		
	113 から 116 まで	11,700	16,300		
	117 から 120 まで	11,900	16,500		
の 職 員	121 から 124 まで	12,000	16,800		
	125 から 128 まで	12,100	17,000		
	129 から 132 まで		17,200		
	133 から 136 まで		17,400		
	137 から 140 まで		17,600		
の 職 員	141 から 144 まで		17,700		
	145 から 148 まで		17,900		
	149		18,100		
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

備考 「中学校及び小学校教育職給料表」とは、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

別表第2 高等学校教育職給料表の適用を受ける者(第3条関係)

職員の区分	職務の級 号俵	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
再任用	1から4まで	5,000	6,300	12,800	17,100
	5から8まで	5,200	6,600	13,200	17,500
	9から12まで	5,400	7,000	13,600	17,900
	13から16まで	5,600	7,300	14,000	18,300
	17から20まで	5,900	7,600	14,400	18,700
用職	21から24まで	6,200	7,900	14,800	19,000
	25から28まで	6,500	8,300	15,100	19,400
	29から32まで	6,800	8,900	15,500	19,600
	33から36まで	7,100	9,300	15,900	19,900
	37から40まで	7,400	9,700	16,300	20,200
員	41から44まで	7,700	10,500	16,700	20,200
	45から48まで	8,000	10,900	17,100	20,200
	49から52まで	8,300	11,300	17,400	20,200
	53から56まで	8,600	12,100	17,700	
	57から60まで	8,800	12,500	18,000	
以外	61から64まで	9,100	12,900	18,300	
	65から68まで	9,400	13,300	18,500	
	69から72まで	9,700	13,700	18,700	
	73から76まで	9,900	14,000	18,900	
	77から80まで	10,200	14,400	19,100	
の職員	81から84まで	10,400	14,700	19,100	
	85から88まで	10,600	15,000	19,100	
	89から92まで	10,800	15,400	19,100	
	93から96まで	11,000	15,700		
	97から100まで	11,200	16,000		
員	101から104まで	11,400	16,300		
	105から108まで	11,500	16,500		
	109から112まで	11,600	16,800		
	113から116まで	11,700	17,000		
	117から120まで	11,900	17,200		
再任用職員	121から124まで	12,000	17,400		
	125から128まで	12,100	17,600		
	129から132まで	12,300	17,700		
	133から136まで	12,400	17,900		
	137から140まで	12,500	18,100		
再任用職員	141から144まで 145から148まで 149から152まで 153	12,600 12,800 12,900 13,000			
再任用職員		8,000	9,700	12,800	16,300

備考 「高等学校教育職給料表」とは、北海道学校職員の給与に関する条例第5条第1項第2号に規定する教育職給料表をいう。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)附則第15項の規定により定時制通信教育手当を支給される職員に関する義務教育等教員特別手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-462)第3条の規定の適用については、同条第5号中「定時制通信教育手当又は」とあるのは「定時制通信教育手当(北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年北海道条例第47号)附則第15項の規定により支給される定時制通信教育手当を含む。以下この号において同じ。)又は」とする。

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄

北海道人事委員会規則7 1113

北海道職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

北海道職員等の旅費支給規則(北海道人事委員会規則7-6)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「5級」を「3級」に改め、同号ア中「11級」を「9級」に改め、同号イ中「10級」を「8級」に改め、同号ウ中「9級」を「7級」に改め、同号エ中「8級」を「6級」に改め、同号オ中「7級」を「5級」に改め、同号カ中「6級」を「4級」に改める。

別表第1(その1)を次のように改める。

別表第1(その1)(第2条関係)

行政職給料表の各級に相当する他の給料表の職務の級

行政職給料表	公安職給料表	職海 事 職 給料表	教育職給料表(大学)	教育職給料表(高校)	教育職給料表(中・小)	研究職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)	その他
10 級			4級の特1号俵以上							
9 級			4級の5号俵から81号俵まで			5級の5号俵以上	4 級			
8 級	9 級		4級の4号俵以下 3級の29号俵以上	4 級		5級の4号俵以下	3級の5号俵以上			
7 級	8 級		3級の9号俵から28号俵まで	3 級	4 級 3級の17号俵以上		3級の4号俵以下	7 級	7 級	

6 級	7 級		2級の25号俵以上	2級の49号俵以上	3級の9号俵から16号俵まで	4級 3級の13号俵以上	2級の13号俵以上	6 級	6 級	
5 級	6 級	5 級	3級の8号俵以下 2級の17号俵から24号俵まで	2級の41号俵から48号俵まで	3級の8号俵から24号俵まで 2級の53号俵以上	3級の5号俵から12号俵まで	2級の9号俵から12号俵まで	5 級	5 級	
4 級	5 級	4 級	2級の5号俵から16号俵まで	2級の37号俵から40号俵まで	2級の45号俵から52号俵まで	3級の4号俵以下	2級の8号俵以下 1級の25号俵以上			
3 級	4 級	3 級	2級の4号俵以下 1級の25号俵以上	2級の25号俵から36号俵まで	2級の37号俵から44号俵まで	2級の25号俵以上	1級の13号俵から24号俵まで	4 級 3級の5号俵以上	4 級 3級の5号俵以上	
2 級	3級の9号俵以上 2級の33号俵以上 1級の41号俵以上	2級の9号俵以上	1級の9号俵から24号俵まで	2級の9号俵から24号俵まで 1級の41号俵以上	2級の21号俵から36号俵まで 1級の41号俵以上	2級の9号俵から24号俵まで 1級の45号俵以上	1級の12号俵以下	3級の4号俵以下 2級の9号俵以上	3級の4号俵以下 2級の29号俵以上	
1 級	3級の8号俵以下 2級の32号俵以下 1級の40号俵以下	2級の8号俵以下 1級	1級の8号俵以下	2級の8号俵以下 1級の40号俵以下	2級の20号俵以下 1級の40号俵以下	2級の8号俵以下 1級の44号俵以下		2級の8号俵以下 1級	2級の28号俵以下 1級	賃金をもって雇用される者

- 備考 1 この表中「教育職給料表(大学)」とは、道職員給与条例第4条第1項第3号に規定する教育職給料表をいう。  
 2 この表中「教育職給料表(高校)」とは、学校職員給与条例第5条第1項第2号に規定する教育職給料表をいう。  
 3 この表中「教育職給料表(中・小)」とは、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例(昭和27年北海道条例第79号)第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。  
 4 この表中「その他」とは、賃金をもって雇用される者のうち、給料が日額で定められている者をいう。

別表第1(その2)を次のように改める。

**別表第1(その2)(第2条関係)**

再任用職員の行政職給料表の各級に相当する他の給料表の職務の級

行政職給料表	公安職給料表	海事職給料表	教育職給料表(大学)	教育職給料表(高校)	教育職給料表(中・小)	研究職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)
10 級									
9 級							4 級		
8 級	9 級		4 級	4 級		5 級			
7 級	8 級			3 級	4 級 3 級		3 級	7 級	7 級
6 級	7 級					4 級		6 級	6 級
5 級	6 級	5 級	3 級			3 級		5 級	5 級

4 級	5 級	4 級	2 級	2 級	2 級		2 級		
3 級	4 級	3 級	1 級				2 級	1 級	4 級 3 級
2 級	3 級 2 級 1 級	2 級				1 級	1 級	1 級	2 級 2 級
1 級		1 級							1 級 1 級

- 備考 1 「再任用職員」とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。  
 2 この表の給料表の名称については、別表第1(その1)の備考の規定を準用する。

別表第5を次のように改める。

**別表第5(第9条関係)**

都 府 県 名	地 域
埼 玉 県	さいたま市
千 葉 県	千葉市
東 京 都	特別区
神 奈 川 県	横浜市 川崎市
愛 知 県	名古屋市
京 都 府	京都市
大 阪 府	大阪市 堺市
兵 庫 県	神戸市
広 島 県	広島市
福 岡 県	福岡市

備考 この表の地域欄に掲げる名称は、平成18年4月1日においてそれらの名称を有するものの同日における区域によって示された地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

**附 則**

- 1 この規則は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
 2 この規則による改正後の北海道職員等の旅費支給規則の規定は、施行日以降に出発する

旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄

**北海道人事委員会規則7-1114**

船員等の旅費の支給に関する規則の一部を改正する規則

船員等の旅費の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7-85）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第3条関係）**

区			分						航海日当				
海事職 給料表	行政職 給料表	公安職 給料表	教育職 給料表 (大学)	教育職 給料表 (高校)	教育職 給料表 (中・小)	研究職 給料表	医療職 給料表(1)	医療職 給料表(2)	医療職 給料表(3)	第1区	第2区	第3区	第4区
5級 4級	10級 9級 8級 7級 6級 5級 4級	9級 8級 7級 6級 5級	4級 3級 2級の5号俵以上	4級 3級 2級の37号俵以上	4級 3級 2級の45号俵以上	5級 4級 3級	4級 3級 2級 1級の25号俵以上	7級 6級 5級	7級 6級 5級	円	円	円	円
3級	3級	4級	2級の4号俵以下 1級の25号俵以上	2級の25号俵から 36号俵まで	2級の37号俵以上 44号俵以下	2級の25号俵以上	1級の13号俵から 24号俵まで	4級 3級の5号俵以上	4級 3級の5号俵以上	910	1,370	1,710	2,570
2級 1級	2級 1級	3級 2級 1級	1級の24号俵以下	2級の24号俵以下 1級	2級の36号俵以下 1級	2級の24号俵以下 1級	1級の12号俵以下	3級の4号俵以下 2級 1級	3級の4号俵以下 2級 1級	750	1,130	1,410	2,120

備考 1 この表中「教育職給料表（大学）」とは、北海道職員の給与に関する条例第4条第1項第3号に規定する教育職給料表をいう。  
 2 この表中「教育職給料表（高校）」とは、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号）第5条第1項第2号に規定する教育職給料表をいう。  
 3 この表中「教育職給料表（中・小）」とは、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）第2条第1項に規定する教育職給料表をいう。

- 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第2条第1項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）第3条の規定により任期を定めて採用された職員に対するこの表の適用については、当該職員が北海道職員等の旅費支給規則（北海道人事委員会規則7-6）第2条の規定による行政職給料表の各職務の級に相当する職務の級を受けているものとみなす。
- 船長及び水産課程の実習担当教諭に対しては、航海日当定額の5割相当額を、副船長、実習管理監及び機関長に対しては、航海日当定額の2割相当額をそれぞれ加算するものとする。この場合において、加算する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 東経138度北緯46度、東経144度北緯41度20分、東経160度北緯41度20分、東経160度北緯60度及び東経138度北緯60度の各点を順次に結んでできる折線で囲まれた海域（港則法施行令（昭和40年政令第219号）第1条に規定する港の区域を除く。）を12月1日から翌年の3月31日までの間に航行する場合は、当該海域を航行する日に限り、航海日当定額の5割相当額を加算するものとする。この場合において、加算する額に1円未満の端数があるときは、前項後段の規定を準用する。

別表第2中「水産林務部資源管理課」を「水産林務部漁業管理課」に改める。

**附 則**

- この規則は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この規則による改正後の船員等の旅費の支給に関する規則の規定は、施行日以降に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

**道 人 事 委 員 会 告 示**

**北海道人事委員会告示第1号**

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。  
 平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉川 睦雄

第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の2号を加える。

- （6）教育庁生涯学習部生涯学習推進局生涯学習課北方民族博物館グループに勤務し調査研究業務に従事する職員
- （7）教育庁生涯学習部生涯学習推進局文化・スポーツ課文学館グループ又は釧路芸術館グループに勤務し調査研究業務に従事する職員

第3項第4号中「支庁地域政策部環境生活課」を「支庁地域振興部環境生活課」に改め、同項第5号中「支庁農業振興部農務課」を「支庁産業振興部農務課」に改める。

**北海道人事委員会告示第2号**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7-405）別表第2の

ア行政職給料表級別資格基準備考第4項の規定に基づき、保育士等の級別資格基準表を次のとおり定め、平成18年4月1日から施行する。

なお、これに伴い昭和61年北海道人事委員会告示第12号(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に基づく保育士等の級別資格基準表)は、廃止する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

職 種	学歴免許等	職 務 の 級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
保 育 士	短 大 卒	0	5.5 6	4 10	4 14	2 16	2 18	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
改良普及員	大 学 卒	0	4 4	4 8	4 12	2 14	2 16	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
水産業改良 普及員	短 大 卒	0	6 6	4 10	4 14	2 16	2 18	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
林業改良 指導員	高 校 卒	0	8 8	4 12	4 16	2 18	2 20	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
児 童 自 立 支援専門員	大 学 卒	0	2 3	4 7	4 11	2 13	2 15	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
	短 大 卒	0	4.5 6	4 10	4 14	2 16	2 18	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
児 童 生 活 支 援 員	短 大 卒	0	5.5 6	4 10	4 14	2 16	2 18	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
児童指導員	短 大 卒	0	6 6	4 10	4 14	2 16	2 18	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める
職業訓練 指導員	高 校 卒	0	8 8	4 12	4 16	2 18	2 20	別に定 める	別に定 める	別に定 める	別に定 める

北海道人事委員会告示第3号

昭和48年北海道人事委員会告示第7号(児童自立支援専門員、児童生活支援員及び児童指導員の初任給基準表)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

昭和48年北海道人事委員会告示第7号(児童自立支援専門員、児童生活支援員及び児童指導員の初任給基準表)の一部改正

表中	2 級 3 号 俸	を	1 級 29 号 俸	に改め、同表備
	1 級 10 号 俸		1 級 19 号 俸	
	1 級 9 号 俸		1 級 15 号 俸	
	1 級 9 号 俸		1 級 13 号 俸	

考を削る。

北海道人事委員会告示第4号

昭和60年北海道人事委員会告示第8号(職業訓練指導員の初任給基準表)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

表中「1級7号俸」を「1級5号俸」に改め、同表備考を削る。

北海道人事委員会告示第5号

平成13年北海道人事委員会告示第13号(へき地学校及びその級別の指定)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

石狩支庁管内の項中				
「	当別町字中小屋	中小屋小学校	1	」を削
り、渡島支庁管内の項中				
「	七飯町字西大沼	西大沼小学校	1	」を削
り、檜山支庁管内の項中				
「	せたな町大成区長磯	長磯小学校	2	」及び
	せたな町大成区都	久遠小学校	1	
	せたな町大成区都	大成中学校	1	
	せたな町大成区都	せたな町大成学校給食センター	1	
	せたな町大成区平浜	平田内小学校	1	
「	せたな町瀬棚区西大里	馬場川小学校	2	」

せたな町瀬棚区島歌	島歌小学校	2		せたな町北檜山区丹羽	玉川小学校	1			
せたな町瀬棚区本町	瀬棚小学校	1		せたな町北檜山区丹羽	檜山北高等学校	1			
せたな町瀬棚区共和	瀬棚中学校	1		せたな町瀬棚区本町	瀬棚小学校	1			
せたな町瀬棚区共和	せたな町瀬棚学校給食センター	1		せたな町瀬棚区共和	瀬棚中学校	1			
せたな町北檜山区小倉山	小倉山小学校	3		せたな町瀬棚区共和	せたな町瀬棚学校給食センター	1	」		
せたな町北檜山区富里	左股小学校	3		め、後志支庁管内の項中					
せたな町北檜山区二俣	二俣小学校	3	を削	「	二セコ町字宮田	宮田小学校	1	を削	
せたな町北檜山区太櫓	太櫓小学校	2		り、空知支庁管内の項中					
せたな町北檜山区若松	若松小学校	2		「	月形町字月ヶ岡	中和小学校	1	を削	
せたな町北檜山区豊岡	北檜山小学校	1		り、上川支庁管内の項中					
せたな町北檜山区豊岡	北檜山中学校	1		「	旭川市神居町豊里	豊里小学校	2	及び	
せたな町北檜山区豊岡	せたな町北檜山学校給食センター	1			旭川市神居町豊里	豊里中学校	2	」	
せたな町北檜山区丹羽	玉川小学校	1		「	旭川市東旭川町豊田	旭川第四小学校	1	を削	
せたな町北檜山区丹羽	檜山北高等学校	1	」	り、					
り、				「	士別市温根別町南線通	温根別中学校	1	を	
「	今金町字神丘	神丘小学校	1	を					
「	今金町字神丘	神丘小学校	1		「	士別市温根別町南線通	温根別中学校	1	に改
	せたな町北檜山区小倉山	小倉山小学校	3			士別市朝日町中央	糸魚小学校	1	」
	せたな町北檜山区富里	左股小学校	3		「	士別市朝日町中央	朝日中学校	1	
	せたな町北檜山区二俣	二俣小学校	3		め、				
	せたな町大成区長磯	長磯小学校	2		「	美瑛町字瑠辺薬	西美小学校	1	、
	せたな町北檜山区太櫓	太櫓小学校	2		「	上富良野町松井牧場	清富小学校	2	、
	せたな町北檜山区若松	若松小学校	2		「	士別市朝日町中央	糸魚小学校	1	」
	せたな町瀬棚区西大里	馬場川小学校	2			士別市朝日町中央	朝日中学校	1	、
	せたな町瀬棚区島歌	島歌小学校	2		「	士別市朝日町中央	士別市朝日町学校給食センター	1	」
	せたな町大成区都	久遠小学校	1						
	せたな町大成区都	大成中学校	1	に改					
	せたな町大成区都	せたな町大成学校給食センター	1						
	せたな町大成区平浜	平田内小学校	1						
	せたな町北檜山区豊岡	北檜山小学校	1						
	せたな町北檜山区豊岡	北檜山中学校	1						
	せたな町北檜山区豊岡	せたな町北檜山学校給食センター	1						

「 下川町一の橋 一の橋小学校 2 」及び	「 豊浦町字新富 新富小学校 4 」及び
「 中川町字安川 佐久小学校 3 」を削	「 豊浦町字大岸 大岸中学校 1 」を削
り、留萌支庁管内の項中	り、日高支庁管内の項中
「 増毛町信砂 信砂小学校 1 」及び	「 えりも町字目黒 目黒小学校 3 」及び
「 小平町字本郷 本郷小学校 2 小平町字本郷 本郷中学校 2 」を削	「 えりも町字庶野 庶野中学校 2 」を削
り、宗谷支庁管内の項中	り、十勝支庁管内の項中
「 中頓別町字敏音知 敏音知小学校 3 」、	「 大樹町字生花 生花小学校 3 大樹町字生花 生花中学校 3 」を削
「 礼文町大字香深村字ナイヲロ 内路小学校 4 」及び	り、根室支庁管内の項中
「 礼文町大字船泊村字ウエントマリ 上泊小学校 4 」を削	「 根室市西和田 和田小学校 2 」及び
り、網走支庁管内の項中	「 根室市温根沼 幌茂尻小学校 1 」を削
「 津別町字恩根 恩根小学校 2 」、	り、
「 佐呂間町字仁倉 仁倉小学校 3 佐呂間町字幌岩 幌岩小学校 3 佐呂間町字知来 知来小学校 2 」	「 根室市西和田 和田中学校 1 」を
「 佐呂間町字浜佐呂間 浜佐呂間中学校 2 佐呂間町字若里 若里小学校 2 佐呂間町字栄 栄小学校 2 」	「 根室市西和田 海星小学校 1 根室市西和田 海星中学校 1 」に改
「 佐呂間町字富武士 富武士小学校 1 」、	め、
「 佐呂間町字中園 若佐中学校 1 」及び	「 中標津町字西竹 若竹小学校 3 」、
「 遠軽町社名淵 社名淵小学校 2 」を削	「 中標津町字俣落 俣落中学校 2 」及び
り、胆振支庁管内の項中	「 標津町字忠類 忠類小学校 2 」を削
	る。
	北海道人事委員会告示第6号

平成13年北海道人事委員会告示第14号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

空知支庁管内の項中

「 月形町字知来乙 | 知来乙小学校 | を  
」

削り、留萌支庁管内の項中

「 留萌市礼受町 | 礼受小学校 | を  
」

削り、胆振支庁管内の項中

「 伊達市有珠町 | 有珠小学校優健分校 | を  
伊達市有珠町 | 有珠中学校優健分校 | を  
」

削る。

#### 北海道人事委員会告示第7号

平成13年北海道人事委員会告示第15号（特別の地域に所在する学校の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

檜山支庁管内の項中

「 江差町字豊川町 | 江差南高等学校 | を  
」

削る。

#### 北海道人事委員会告示第8号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地区局及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

道職員給与と条例関係の表渡島支庁管内の項中

「 鹿部町字本別 | 栽培漁業総合センター | 2 | を  
」

削り、檜山支庁管内の項中「檜山支庁檜山南部地区農業改良普及センター」を「檜山支庁檜

山農業改良普及センター」に改め、

「 上ノ国町字湯ノ岱 | 湯の岱診療所 | 3 | 及  
奥尻町字米岡 | 函館土木現業所奥尻出張所空港整備室 | 5 | 」

び

「 せたな町瀬棚区本町 | 檜山支庁檜山北部地区水産技術普及指導所 | 2 |  
せたな町北檜山区北檜山 | 檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所 | 2 | を  
せたな町北檜山区北檜山 | 檜山森づくりセンター北檜山事務所 | 2 |  
せたな町北檜山区北檜山 | 檜山支庁檜山北部地区農業改良普及センター | 2 | 」

削り、

「 今金町字今金 | 函館土木現業所今金出張所 | 2 | を  
」

「 今金町字今金 | 函館土木現業所今金出張所 | 2 |  
せたな町北檜山区北檜山 | 檜山保健福祉事務所北檜山社会福祉事務出張所 | 2 |  
せたな町北檜山区北檜山 | 檜山森づくりセンター北檜山事務所 | 2 | に  
せたな町北檜山区北檜山 | 檜山支庁檜山農業改良普及センター檜山北部支所 | 2 |  
せたな町瀬棚区本町 | 檜山支庁檜山北部地区水産技術普及指導所 | 2 | 」

改め、後志支庁管内の項中「後志支庁南後志地区農業改良普及センター」を「後志支庁後志農業改良普及センター南後志支所」に改め、

「 真狩村字光 | 後志支庁南羊蹄地区農業改良普及センター | 2 | を  
」

削り、空知支庁管内の項中

「 栗山町字南学田 | 空知支庁南部耕地出張所 | 1 | を  
」

「 砂川市北光 | 砂川少年自然の家 | 1 | に  
栗山町字南学田 | 空知支庁南部耕地出張所 | 1 | 」

改め、留萌支庁管内の項中

「 小平町字小平町 | 留萌支庁防災ダム建設事務所 | 1 | を  
」

削り、「留萌支庁中留萌地区農業改良普及センター」を「留萌支庁留萌農業改良普及センター」に、「留萌支庁北留萌地区農業改良普及センター」を「留萌支庁留萌農業改良普及センター北留萌支所」に改め、宗谷支庁管内の項中「天北農業試験場」を「上川農業試験場天北支場」に、「宗谷支庁宗谷南部地区農業改良普及センター」を「宗谷支庁宗谷農業改良普及センター」に、「宗谷支庁宗谷北部地区農業改良普及センター」を「宗谷支庁宗谷農業改良普及センター宗谷北部支所」に改め、網走支庁管内の項中

- 「 網走市能取港町1丁目 | 水産孵化場内水面資源部道東内水面室 | 2 | 」を
- 「 網走市能取港町1丁目 | 水産孵化場内水面資源部道東内水面室 | 2 |  
網走市字潮見 | 北方民族博物館 | 1 | 」に、

「網走支庁美幌地区農業改良普及センター」を「網走支庁網走農業改良普及センター美幌支所」に、「網走支庁清里地区農業改良普及センター」を「網走支庁網走農業改良普及センター清里支所」に、「網走支庁遠軽地区農業改良普及センター」を「網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所」に、「網走支庁湧別地区農業改良普及センター」を「網走支庁網走農業改良普及センター遠軽支所湧別分室」に、「網走支庁興部地区農業改良普及センター」を「網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所興部分室」に改め、日高支庁管内の項中「日高支庁日高西部地区農業改良普及センター」を「日高支庁日高農業改良普及センター日高西部支所」に、「日高支庁日高中部地区農業改良普及センター」を「日高支庁日高農業改良普及センター」に改め、十勝支庁管内の項中「十勝支庁十勝西部地区農業改良普及センター」を「十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝西部支所」に、「十勝支庁十勝中部地区農業改良普及センター」を「十勝支庁十勝農業改良普及センター」に、「十勝支庁十勝南部地区農業改良普及センター」を「十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝南部支所」に、「十勝支庁十勝東北部地区農業改良普及センター」を「十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝東北部支所」に改め、釧路支庁管内の項中「釧路支庁釧路東部地区農業改良普及センター」を「釧路支庁釧路農業改良普及センター釧路東部支所」に、「釧路支庁釧路北部地区農業改良普及センター」を「釧路支庁釧路農業改良普及センター」に改め、根室支庁管内の項中「根室支庁南根室地区農業改良普及センター」を「根室支庁根室農業改良普及センター」に、

- 「 中標津町字中標津 | 中標津空港管理事務所 | 2 | 」を
- 「 中標津町北中 | 中標津空港管理事務所 | 2 | 」に、

「根室支庁北根室地区農業改良普及センター」を「根室支庁根室農業改良普及センター北根室支所」に、

- 「 中標津町字中標津 | 根釧農業試験場 | 1 | 」を

- 「 中標津町旭ヶ丘 | 根釧農業試験場 | 1 | 」に

改め、警察職員給与と条例関係の表札幌方面管内の項「厚真町錦町」を「厚真町京町」に改め、釧路方面管内の項中

- 「 釧路市阿寒町舌辛原野22線 | 釧路警察署布伏内駐在所 | 3 |  
北 | 」を

削る。

**北海道人事委員会告示第9号**

平成13年北海道人事委員会告示第17号(準特地部局の指定)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から適用する。

平成18年3月31日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

道職員給与と条例関係の表渡島支庁管内の項中「渡島支庁渡島南部地区農業改良普及センター」を「渡島支庁渡島農業改良普及センター渡島南部支所」に改め、網走支庁管内の項中「網走水産試験場紋別支場」を「網走水産試験場加工利用部」に、「網走支庁紋別地区農業改良普及センター」を「網走支庁網走農業改良普及センター紋別支所」に改め、日高支庁管内の項中「日高支庁日高東部地区農業改良普及センター」を「日高支庁日高農業改良普及センター日高東部支所」に改め、十勝支庁管内の項中「十勝支庁十勝北部地区農業改良普及センター」を「十勝支庁十勝農業改良普及センター十勝北部支所」に改め、警察職員給与と条例の表中

- 「 浦河町堺町東1丁目 | 浦河警察署堺町駐在所 | 1 | 」を

削る。